

農林水産委員会議録第二十八号

昭和三十一年四月四日(水曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 村松 久義君

理事吉川 久衛君 理事佐山茂太郎君

理事助川 良平君 理事田口長治郎君

理事中村 時雄君 理事芳賀 貢君

足立 篤郎君 安藤 豊君

五十嵐吉蔵君 伊東 岩男君

井出 太郎君 大野 市郎君

大森 玉木君 加藤幸太郎君

川村善八郎君 楠美 省吾君

小枝 一雄君 鈴木 善幸君

中馬 辰猪君 綱島 正興君

原 捨思君 本名 武君

松浦 東介君 松田 鐵藏君

松野 頼三君 赤路 友藏君

淡谷 悠藏君 伊瀬幸太郎君

稻富 稔人君 石田 宥全君

小川 豊明君 川俣 清音君

神田 大作君 田中幾三郎君

中村 英男君 日野 吉夫君

久保田 豊君

出席國務大臣

農林大臣 河野 一郎君

出席府委員

農林政務次官 大石 武一君

農林事務官 (大臣官房長) 谷垣 專一君

農林事務官 (畜産局長) 渡部 伍良君

林野庁長官 石谷 憲男君

水産庁長官 塩見友之助君

通商産業事務官 (通商局長) 板垣 修君

委員外の出席者

第一類第八号

農林水産委員会議録第二十八号 昭和三十一年四月四日

農林事務官(林野庁林政部長) 奥原日出男君

通商産業事務官(通商局長) 日比野健児君

海上保安監(警備救難部長) 砂本 周一君

専門員 岩隈 博君

四月四日

委員石坂繁君辞任につき、その補欠として松田鐵藏君が議長の指名で委員に選任された。

四月三日

綾里漁港の修築工事促進に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第一八〇三号) 台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する特別措置法制定に関する請願(八木昇君紹介)(第一八四四号) 家畜取引法案等に関する請願(中馬辰猪君紹介)(第一八一九号) 平鹿郡の土地改良事業促進に関する請願(佐山茂太郎君紹介)(第一八二〇号) の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二四号)(参議院送付)

森林開発公団法案(内閣提出第一四五号)

農林水産業の基本施策に関する件

○村松委員長 これより会議を開きます。

去る三月二十六日付託になりました内閣提出参議院送付、肥料取締法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査に入ります。まず本案の趣旨について政府の説明を求めます。大石政務次官。

案 肥料取締法の一部を改正する法律案

肥料取締法の一部を改正する法律案

「肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。」

第二条第三項中「別表」を「政令」に改める。

第三条第一項中「最小量」の下に「又は最大量」を加える。

第四条第一項第三号中「を原料とする配合肥料」を「が原料として配合される普通肥料」に改める。

第六条第一項第一号中「以下同じ。」を削り、同項第三号中「保証成分量」の下に「その他の規格」を加え、同項に次の一号を加える。

七 その他省令で定める事項

第十条第三号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第五号中「保証成分量」の下に「その他の規格」を加え、同条第六号を削る。

第十一条中「生産業者にあつては生産する事業場に、輸入業者にあつては」を削り、「その写をその他の事業場」を「生産業者にあつては、その写を当該肥料を生産する事業場」に改める。

第十二条第二項を削り、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の登録の有効期間は、申請により更新することができる。但し、公定規格の変更により公定規格に適合しなくなった普通肥料又は公定規格の廃止により当該種類につき公定規格の定がなくなった普通肥料については、この限りでない。

3 第一項の仮登録の有効期間は、その有効期間内に第九条第一項の肥料試験に基づく肥料の効果の判定を行うことができない場合に限り、申請により更新することができる。

第十四条に次の一号を加える。

四 当該肥料の保証成分量又は登録証若しくは仮登録証に記載されたその他の規格を変更したとき。

第十六条第一項中「更新したとき」の下に「、第九条第二項の規定により仮登録を取り消したとき」を加え、同項第三号中「保証成分量」の下に「その他の規格」を加え、同項第四号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農林大臣又は都道府県知事は、第十三条第一項又は第四項の規定により前項第二号又は第四号の事項に変更があつた旨の届出があつたときは、当該変更に係る事項を公告しなければならない。

第十七条第四号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 第二十五条但書の規定により異物を混入した場合にあつては、その混入した物の名称及び混入の割合

第十八条第一項後段中「販売業者保証票及び次条第四項の規格外肥料保証票」を「及び販売業者保証票」に改め、同項第二号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同項第三号中「及び第九号」を「、第九号及び第十号」に改め、同項第四号中「年月日」を「年月」に改める。

第十九条の見出し中「禁止」を「制限」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「規格を下廻つた場合」を「規格に適合しなくなった場合」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十条中「、第十八条第一項各号又は前条第四項」を「又は第十八条第一項各号」に改め、「商号」の下に「並びに生産業者保証票又は輸入業者保証票にあつては荷口番号及び出荷年月」を加える。

第二十一条第一項中「施用上の注意又は原料の使用割合」を「施用上若しくは保管上の注意又は原料の使用

用割合その他その品質若しくは効果
を明確にするために必要な事項」に
改め、同条第二項を削る。

第二十二條第一項第一号及び第二
十三條第一項第一号中「住所」の下
に「法人にあつては其の名称、代表
者の氏名及び主たる事務所の所在
地」を加える。

第二十五條に次のただし書を加え
る。

但し、政令で定める種類の普通
肥料の生産業者が、農林大臣の許
可を受け、当該許可に基き当該肥
料の主成分の含有量を調整するた
めにする場合は、この限りでな
い。

第二十八條を次のように改める。
第二十八條 削除

第三十四條第一項中「又は第二号」
を削り、「第三号を「第二号」に改
め、同項第二号を削り、同項第三号
を同項第二号とする。

第三十八條第一号中「第十八條
第一項又は第十九條第四項」を「又
は第十八條第一項」に改める。

第三十九條第一号中「第十三條
第三項、第五項若しくは第六項又は
第二十八條」を「又は第十三條第三
項、第五項若しくは第六項」に改
め、同条第二号中「第二十一條第一
項」を「第二十一條」に改める。

別表を削る。

附則

- 1 この法律は、昭和三十一年十月
一日から施行する。
- 2 この法律の施行前にした行為に
對する罰則の適用については、な
お従前の例による。

○大石(武)政府委員 ただいま上程に
なりました肥料取締法の一部を改正す
る法律案の提案理由を御説明申し上げ
ます。

現行肥料取締法は、明治四十一年法
律第五十一号肥料取締法にかわりまし
て昭和二十五年第七国会において成立
をしたものでありまして、その後、第
十九国会において、単位農業協同組合
の生産する配合肥料の登録に関する権
限につき、これを農林大臣から都道府
県知事に委譲するための一部改正を経
て、今日に至っているものであります。

本法は、御承知の通り、流通肥料に
つきまして品質を保全し、その公正な
取引を確保するため、公定規格の設
定、登録、検査等を行い、もって農業
生産力の維持増進に寄与することを目
的としたてております。

しかるところ肥料の形質、種類につ
いて見ますると、最近数年間ににおけ
る技術的その他の発達にきわめて顕著
なものがありまして、またこれに伴い
その種類及び銘柄も必要以上に複雑多
岐にわたつて参つてきているのであり
ます。これに加え、戦後におけるわが
国肥料の生産事情は、その設備増強と
相待ち、その生産量の増加は相当順調
に進んでおりますので、これに伴い国
内市場における販売競争が複雑、かつ
激甚になってくる傾向を増してくるも
のと考えられます。

以上の事情からいたしまして、この
際、すみやかに、最近及び今後におけ
る肥料の供給流通等の実情に即しつ
つ、一段と肥料の品質を保全し、その
公正な取引を確保いたしますことが緊
要と存するのであります。よつて、こ
の見地から今般肥料取締法の一部を改

正いたしました、その目的達成に万全
を期したいと存するのであります。以
下本改正法律案の主要な内容につきま
して、概略御説明申し上げます。

第一は、肥料の保証すべき主成分の
指定を、従来は法律の別表で行なつて
いるのでありますが、これを政令を
もつて定めることとしたのであり
ます。これはさきに申し上げました通
り、最近における肥料の種類、形質に
つきましての技術的その他の発達が著
しく、現行の法律の別表の肥料の分類
が、すでに現状に適合しなくなりつ
つあり、これを再検討する必要があると
同時に、現行のようにこれを法律に固
定したてておきますことは、その技術
的その他の発達に機動的に對処し得な
いうらみがあるからであります。なお
この際、特に化成肥料及び配合肥料に
つきましては、含有すべき主成分及び
その肥料において、ほとんどこの兩者
を区別すべき理由がありませんので、
単一名称の種類に統一し、これによ
り、農民が選択に迷わないような表示
を命ずることを考えているのであり
ます。

第二は、特定の種類の肥料に限つて
は、その主成分の含有量を調整するた
め混入する一定の異物は、これを農林
大臣の許可を受けなければならぬよう
にいたしましたことであります。

第三は、現行制度において、公定規
格で定められていた事項中、保証すべ
き成分量についてのみ登録しているの
を改めまして、含有する有害成分、粉
末度等についても登録し、これに違反
する肥料については、その譲渡を制限
することができるよう明瞭にいた
し、必要な規定を加えたことであり

ます。

以上のほか、関係業者の業務施設の
表示義務の廃止、登録証等の書きかえ
申請事項の簡略化、その備付義務の簡
略化等手続及び事務の簡素化をはか
つたのであります。

以上が本法律案の主要な内容であり
ますが、何とぞ慎重御審議の上、すみ
やかに御可決あらんことをお願いす
る次第であります。

○村松委員長 質疑は追つてこれをい
たすことにいたします。

○村松委員長 次いで森林開闢公団法
案を議題といたし審査を進めます。質
疑を続けます。淡谷修蔵君。

○淡谷委員 大石次官にお尋ねしたい
のですが、この森林開闢公団法の適用
によつて林道を開闢しようという地方
には国有林野はないようであります。
には国有林野はないようであります。
民有地が非常にたくさんございませ
ん、特に日本でも有名な山林大地主の
所在地でございませう。この法案によ
つて、農地改革の場合に土地解放され
なかつた山林大地主がこの法案の上にあ
るをいかう、山林地主的性格をますます
発揮するようなことになると思ひます
が、これについて一次官はどういう
考えをもつて進まれるのか、お伺いし
たいと思ひます。これはどうも林野庁
の方ではないと思ひますので、土地に
對する基本的な構想を次官からお聞き
したい。

○大石(武)政府委員 これは非常にむ
ずかしいかつ大きな問題でございま
すので、私の答えが果して御期待に沿
うかどうかわかりませんけれども、お答
え申し上げたいと思ひます。

農地解放はまことにけっこうなこと
であつたと思ひます。ただし現在にお
きましては、日本では山林までこれを
解放することはまだまだ時期が早いと
考えております。従ひましてこのよう
な山林を解放しないという現状におき
ましては、かりに山林があつたとい
ましては、これを開闢しないのでその
まゝにしておくということは、今後国
の資源を開闢する上においてあまり有
益ではないと思ひます。御承知のよう
に、大抵国有林は大多数が手入れが行
われでございまして、林道なりその他
の開闢がよくできておりますけれども、
不幸にしてこのような民有林において
は、特に熊野川流域であるとか剣山の
ような非常に集約的な針葉樹林の広大
であるところにおきましてはまだ開闢
が進んでおらないというところは、国
の発展、開闢上においてもむだが多いと
思ふのでございませう。従ひましてか
りそれによつて森林を持つている者
あるいはその他の所有者が相当の利益を
得てその財産が大となることがありま
しても、それ以上にその開闢が日本の
国全体に非常に役立つと考へておる次
第でございませう。

○淡谷委員 今の御答弁で矛盾を感じ
るのであります。土地解放はけっこう
うだが山林の土地は解放する段階では
ない。しかもその山林大地主が持つて
おります山林というものはほとんど手
が入つていない。一休手の入らないよ
うな山林を保有することがいいことか
どうか。手が入らない山林を持つて
おいて、植樹もしなければ手入れもし
ない、そしていたずらに土地の上にあ
ぐらをかいておる制度をこのまま残し
ておくことが適當であるかどうか、こ
れは次官の御答弁に矛盾がある、こ

いった点いかがでありましょうか。

○大石(武)政府委員 確かにおっしゃる通りの矛盾があります。矛盾というのは、そのような今の制度に矛盾があると思います。制度といいますが、手入れもできないような山林を所有するところの今のあり方に確かに矛盾があると考えております。しかしその矛盾というものを一挙に解決するということはなかなかできませんので、これを開発させて、そして多数の日本国民にも利用させ、かつ非常な利潤の所得があれば、これを税金なり何なりで適当に国家へ引上げるといふような方法もあると考えておる次第であります。

○淡谷委員 今のままの状態では、民間林というものはなかなか手入れができない。それに国家がある種の補助政策を行いまして、この山林から利益が上るような制度にいたしますと、ますます熱って土地を持っておるといふ地主が安住するのではないかと。むしろこれは三千町歩、二千町歩といったような、全く個人の手の入らないような大きな山林所有者の土地は、次官の言う何らかの処置を講じて、もつと土地の上からいって合理的な制度に直すという方法を将来やる御意思はないかどうか。今のことは聞きません。将来その方向に進むという構想があるかないか、この点をお聞きしたい。

○大石(武)政府委員 ごもつともでございます。私も将来これを何らかのもつと開発し得るような——ただ財産の上にあぐらをかいて安眠をむさばるようなことがないように、何らかの処置を講ずるような方法というものは将来考えなければならぬ、私もそう思います。

○淡谷委員 この法律が出来まして仕事が始まりますと、これは非常に利益を受ける山林所有者、労力を提供する以外にはあまり利益を受けないといったような山林労働者も現地には多分にございまして、従って地元負担等におきましても、いろいろ考慮を払うべき点があると思ひますが、一体何町歩以上の所有者にどれくらい負担率をかけるのであるか、その点の構想がございましてどうか。これは林野庁の方で答えを願ひたいと思ひます。

○石谷政府委員 開発をいたさんといふことは、この二つの大きな流域につきましては、御承知のように、比較的大規模な森林所有者の持つております森林面積が多いのでございまして、これを全国平均の一人当りの所有面積と比べてみますと、奈良県のこの流域の場合におきましては、約九倍近いような平均の森林所有規模ということになるわけでございます。この点全国平均の姿から見ますと、いささか趣きを異にしていくように考えておる次第であります。

そこで私も私どもといたしましては、大小さまざまな森林所有者、なかんずく本事業によりまして受益をする人たちから、どういふような基準、割合によつてこの受益者の負担というものをかけ合つていくかということになると思ふのでありますが、私も私どもといたしましては、やはりこれは土地と立木とを分けて、それぞれ別々に区分して考へていく、こういうふうな考へております。それから少くとも負担金を徴収いたしますために必要な費用、諸掛りがかかるわけでありまして、そういうことを考えました場合に、徴収する

金額よりも、そういった費用、諸掛り等の方が多きに失するといったようなものにつきましては、むしろ徴収対象から免除して考える必要があるのではないか。従ひまして、そういったものの基準がおおむねどのあたりに置かれるかということも概算してみますと、土地だけについて所有してあるというような人に対しては、おおむね平均二町歩以下ということに相なるうかと思ひます。それから立木を所有してある場合におきまして、薪炭林でありまして、薪炭林の場合には、おおむね一町歩前後以下ということに相なるうかと思ひます。従ひまして、それ以上の規模の森林所有者に対しては、受益の程度に応じてやはり負担をかける、こういうことになつていきたいと思います。

○淡谷委員 現地について見ますと、山林所有者が終戦後非常に変化を起しております。零細な山林所有者が随時その土地を手放しまして、大所有者に現われて参つていくやうでございまして。特に全国的な傾向の一つでございまして、パルプなどの会社が山林を非常に持つていく傾向があるやうです。これは普通の山林地主とは別個な形において考慮されていくかどうか、この会社の所有に対するお考えをお聞きたい。

○石谷政府委員 特にこの両流域におきましては、ただいま申しましたやうに、比較的零細な森林所有者の数が、百町歩以上の森林所有者が、全国平均におきましてはわずかに〇・一%でございまして、にもかかわらず、熊野川の流域におきましては一・五%、こういうことになつていくわけでございます。ところが反対に面積の上から言いますと、全国平均で申しますと、全森林所有の八%が百町歩以上の森林所有者の所有面積になつていくにもかかわらず、熊野川流域におきましては実に六一%近く、剣山地域におきましては五七%、約六〇%に近いものが所有されていくやうな状況でございまして、大規模な森林所有者の割合が数の上においても全国平均よりも高い。その上に面積の比率が非常に高くなつていく、こういうことであります。そこで一つの特徴といたしましては、いわゆる市町村有林野あるいは部落有林野という形において、かなり大規模な所有というものが依然としてこの地域には大きく残つていくという実情がありまして同時に、ただいまのお話のときパルプ会社等が手山として相当面積のものを持つていく、また持とうとしていくという傾向も明らかに見られるやうに思ひます。現在のところ私どもの調査におきましては、大規模熊野川の流域にそのやうなものがございまして、面積は約四千町歩ぐらゐりというところでございまして、御承知のように奥地にモミ、ツガのやうなパルプ資材として比較的好適なものがまとまつて残つていくというこのために、特別にそういったものに対する関心を持つて取得したものである、かように考へていく

わけでありまして。今後さらにそういったものがこの地域に大幅に伸びて参るといった傾向につきましては、私も私どもといたしましては、大きなものはないであらう、かように考へていくわけでありまして。

○淡谷委員 次に、この開発方式としてはいろいろなケースが考へられておりました。今度いよいよ公団方式として出て参りました。愛知用水公団を初め、各地に公団ができたやうでございまして、この公団ができた後の動きが一体どうなつていくか。これは次官あるいは林野庁の方からお答え願ひたいのですが、満足したのはいささか、果してその発足後の状態がどうなつていくか、むしろ開店休業のやうな形になつておはしないか、こういう点を御説明願ひたい。

○大石(武)政府委員 今まで愛知用水とか、機械開発公団とか、いろいろな公団ができております。そして世評は必ずしもこの公団に対してよいとは私どもは考へておりません。それにはいろいろな原因もございまして、けれども、一つはやはり、たとえば愛知用水にいたしましても、土地の買収とか、あるいは補償問題になりますと、非常にむづかしい問題があります。で、その点においても非常に事業が進まないところもあるやうに考へられるのでありますが、いずれにしても今までの公団という方式はあまり評判のよいものではございません。私も私どもは、この森林開発に關しましてどのような方式をとりかといふことについて、いろいろと苦慮いたしました。しかし結局は公団にすることがベター・ベスト——と申しますか、これが最善

点を一体どう打開していくのか。たとえばこの組織は理事長一名及び監事一名その他役員として理事二名がいるが、これはほんの上部機構でございまして、おそらくこの手足になるのは、今林野庁長官からお話になりましたように、現地の仕事をする部隊としてたくさんの職員が集められると思う。そうしますと、今石田委員から言ったよ

うに、これはただ一つの飾りなんです。こういうふうに見えるのです。が、前の公園の発足後の状態にみまして、いかなる新構想を持ってこの公園をやるのか、その点は正直にお話し願いたいと思います。私はこの公園法には反対ではございませんけれども、この発足後の運営に非常に疑問を持つ、こういうことからあえて御質問申し上げたいと思います。

○大石(武)政府委員 お答えいたします。数ある方式のうちで公園の方式が一番よいと考えられると言ったのは、この森林開発の場合に考えられます。いろいろな方式のうちで、開発公園が一番いいと考えたというのでございます。今までの公園がよくなかった、今度も同じやないかという御意見もあるようにございますが、今度の場合は今までの悪いところを捨てて、できるだけよい方面を生かしていきたいというわけでございます。先ほど申し上げましたように、十分な基礎的な調査であるとか、基礎的な手続であるとか、あるいは資金の獲得の条件、そういうことについて、あまり十分な基礎を作らないうちに、急ぎ過ぎて前に公園を作ったおそれがあるのではないかと考えられますので、そういうようなことのないように、十分な調査、強い基礎の上にその開発方式を組み立てていきたい、こう思うわけであります。もう一つは、頭でっかちにならないように、公園にむだな費用をかけないようというところで、今までできるだけの最小限度のことを考えたわけでありますが、問題は、やはり私は運用する人を得ることだろうと思います。今はトップ・マネージメントというのが

やっておるのでありますが、この公園の上層部の組織を最も充実した、ほんとうに有用な人材だけを集めまして、そうしてそれが一番の中心になって、この開発について総合的に有機的に活動させたい、こう考えておるわけでございます。

○淡谷委員 公園がうまくいかない理由は、この資金に余剰農産物の資金を持つてくるという形の中にある。つまり外国の資本が入ってくる、ここに非常な無理があるので、このために公園ができ、また公園の運営がうまくいかないという点があるように思われますが、この点はいかがですか。率直に回答をお願いしたいと思います。

○大石(武)政府委員 この公園の基礎資金は余剰農産物の見返り円資金でございます。この金は、日本が自主的に、われわれが自由に使えて、開発に何らの制肘を受けない資金である、こう考えて、われわれはそうように行動する所存でございます。

○伊瀬委員 奈良県の方では公園方式ではなくして、奈良県に委託して工事をやりたい、こういう強い要望がなされておたのですが、公園でやらなければならぬ理由はどういうところにあるのか、それを率直に聞かせていただきたい。

○大石(武)政府委員 長官から具体的にお答えいたします。

○石谷政府委員 ただいまお話のありましたような御要望が強く出されておりますことについては、私もよくよく存じております。それで必ずしも奈良県ということではなくて、県に委託をするという一般論として私どもの考えましたことは、特に大規模な造林、林道

事業を施行するということが公園の事業の中で大きく取り上げられて参るわけでありまして、そういうような場合におきまして、県内のさまざまな事業に制約を受けて、必ずしも万全にこれらの仕事が進められないような場合があるのじゃないかという一つの懸念があります。ただ設計等の技術能力につきましては、県当局にも相当優秀な技術者がおりますし、さらにそういう経験を豊富に積んでおられますので、その点はそう心配はいたさなかつたのであります。工場の実施面につきましても、いささか心配の点があるのであります。

それから、特にこの公園におきましては、契約によりまして造林事業もあわせて実行ができるように仕組んであるわけでありまして、この造林の仕事になりますと、従来県当局はいわゆる行政指導のみをやっておるわけでありまして、造林を実施したという実際の経験はないわけでありまして、従いまして公園の行います造林の推進につきましましては、県当局に委託をした場合にはいささか欠くところがあるのではなかろうかというところを考えたのであります。それから、最近の一般的な地方財政の悪化しておる現状から考えますと、相当多額の資金を渡して仕事をやってももうというところ自体の中にもいろいろと実は不安があるわけであり

ました場合においても、その方式を奈良県に対してとりまします場合においては、同時に三重県、和歌山県にもとらなければならぬ。そういうことになりましますと、全体的な仕事の効率的運用という点から見ますと、必ずしも適切なものではないのじゃないか。むしろ公園のような一本のものになりますと、これらの地域を含めて現実の事業場というものは事務所が一所所でよいということに相なるわけでありまして、そういうことをあれこれ考えました上で、ただいま申し上げますように公園の方式をとるということにいたしましたわけでありまして。

○伊瀬委員 なるほど現地は和歌山県、三重県、奈良県に分れておりますが、そういうようなものを一本の事業場をもつてやるということは必ずしも不可能ではないと思われ、特にこの際問題の多い公園方式を採用されて、地元が強く要望しておるという御委託ということをやめられたということとは――あなたは工事の実施面のこととおっしゃるが、実際工事なんというものは県が委託をされてやられる方がかえってスムーズに行くのじゃないか。というのは奈良県においてもいろいろ施設を持っておりまして、そういう施設の点において都合がよいのじゃないか。ことに三重県あたりも、別に公園には反対していないが、陳情を聞きまして、県でやりたいというふうな御意向のようでもござい

うような面では県の協力なくしてはでき得ないことで、特にそういう点を考慮なさつたならば、何も公園方式一本でやらなくともこの仕事はよいのじゃないかと思ひますが、その点に関する御見解をお聞かせ願いたい。

○石谷政府委員 ただいまお話のように、私もやはり県の十分な協力なくして、この仕事の円滑な運営はあり得ない、これはその通りに考えております。従って公園方式によって仕事を進めて参ります場合においても、できるだけ現地の機関と十分に話し合い、さらに必要なお手助けもいただきましてやっております。首尾一貫いたしたいと思っております。実はこういつた方式にいたすにつきましても、県当局者と十分に相談をいたしまして、そして事前によく了解をいたした上で御提案を申し上げているようなわけでございまして。

○淡谷委員 この公園方式でやる場合に、いろいろ従来のものが行き詰まりとまではいきませんが、行き詰りを来しておることは、さきにも石田委員から話のございましたように、アメリカの方から、実際は、条件をつけないと言っておきながら、機械はアメリカ製のものを入れる、あるいは技術家を雇えとかいったような要求があつて、それが若干愛知用水公園等においては行き詰んでおるというのを聞いておりますが、この真偽等についても一つ次官から、例によって率直な御答弁を願いたいと思ひます。

○大石(武)政府委員 どうも、政務次官をいたしておりますが、まだ残念ながら他の公園のこの詳しいことまで勉強が及んでおりませんので、何とも

申しわけない次第でございます。ただそのようなことは私にはないと思うのでございます。なかなか仕事が進まないのは、よく俗に申しますように、生みの悩みのようなものがございますので、やはり初めはやりにくいと思っております。この点ははいずれ詳しく調べまして、御答弁申し上げたいと思えます。

○淡谷委員 どうも次官は御医者さんにも似合わない答弁をされておりますが、生みの悩みのようなものは、生まれる前の悩みでありまして、公団は生まれてしまつてゐる。あなたの答弁は生まれる前のことを言つてゐる。これは発育不良じゃないかと私は思ひます。今度の森林の開発公団については、今のところ予想されるアメリカ側の要求というものはございませうか、ございませうか、この点が一点。

さらに、上部機構はわかるのです。が、長官のさっきの答弁では、何かこの公団の下に熟練した人々をたくさん配置するようなお話でございましたが、この人間の配置は何人くらいで、どの方面からお入れになるつもりか、具体的に御説明願ひたいと思ひます。

○大石(武)政府委員 前段の点だけお答え申し上げます。今までのところ何も外国からは注文も折衝もございませぬ。それから、たとえば今後行いますについて、御承知のように奥地の森林を開発するのでありますから、その他の公園と違ひまして、機械とかなんとかいうような文明の利器はそう使ひ得ないだらうと思つてございませぬ。そのような点でも今後一切干渉を受けるようなことはないとわれわれは信じております。あとのことは長官に答えさせます。

○石谷政府委員 これは法律によりまして理事長一名、監事一名、理事二名、これが理事者でございますが、大體仕事の中心となります。熊野川流域と、それから剣山周辺の地域に、一カ所ずつ現地の事務所を開設いたさなければならぬものと考へております。その場合において、ただいま申し上げました理事者以外の職員は大體事業費支弁の現場担当者を含めまして百名くらいでやつて参りたい、またやり得るものだ、かように考へております。

○淡谷委員 そういたしますと、そこで働く人たちは公団の職員ということになります。これは一体公務員として扱われるつもりか、あるいは単なる雇用関係か、この点はどうなりませうか。

○石谷政府委員 主として現地の仕事を担当してやつて参りますために必要な職員でございますが、これは従来からこの種の仕事に關係してあります。営林局あるいは署、県の林務部の職員、こういうものを供出してもらひまして、大體こういうものを中心にして構成をしようと思つてございませぬ。それから公団に出向いたした者は、これは厳密な意味の公務員の取り扱いを受けないことになりませぬ。

○淡谷委員 さつき伊藤委員からもいろいろ御質問がありました。が、現地の話の話し合ひが一体いつたのかどうか。この前に参りましたときは、各種の陳情で、施業箇所などでも相当各県みづばり合ひがあったというところであります。が、そういうふうな現地においての打ち合せは済んでおりますか。それとも公団ができてからあとのことになり

ますか。この点を……。

○石谷政府委員 原則的にこういう方式で、こういう内容でやりたいと考へております。ということにつきましては、現地との打ち合せは済んでおります。それから特にいろいろ負担金等の問題がございませぬので、こういう点につきましては、関係の各県の知事とも十分事前に了解をとつて合つております。

○淡谷委員 これは次官にお伺ひしたいのですが、昨日の御答弁の中に、余剰農産物は三カ年間にわたつて、三カ年間で余剰農産物を入れるのだ、こう理解してよろしいか。また今年度並びに明年度、明後年度にわたつて、余剰農産物を確保に向つた方がこつちによくないか。この点などはっきり御返事を願ひたい。

○大石(武)政府委員 この計画は一應基本計画は三カ年でございまして、三カ年間に三十億円の資金を想定したわけでございませぬ。きのうは大体一年に十億ずつの見返り円資金を予定して、と申し上げましたが、来年度までは確定に参ると思ひますが、従いまして三カ年の見通しがつきません。ならば、来年度において二十億円をできるだけ確保いたしまして、そうして三十億円の資金を作りたい、そういう考へでございませぬ。

○淡谷委員 未開発の土地がまだ相当にあるようでございませぬが、今次官が言われた通り、余剰農産物の資金の借入れができなかつた場合は、この未開発の土地の開発はやらぬつもりでございませぬか。その点をはつきりと御答

弁願ひたい。

○大石(武)政府委員 一応三十億円の資金をもつて三カ年間に大體幹線道路その他基本的な開発は済むわけでございませぬ。なおその上に、われわれが期待し希望を持つて遂行したい計画を実施しますには、約二十億余りの金が必要でございます。この三十億の基本的な開発をする第一期の資金は確保されたいと思ひますので、これを確保いたしまして、その後三カ年間になお二十億の資金をできるだけ作り出し、こう考へるわけでございませぬ。

(委員長退席、吉川(久)委員長代行 理着席)
○淡谷委員 私のお聞きしておりますのは、熊野地区ではなく、全国にまだ未開発の土地がある、特に北海道とか東北とか新潟等には相当あることが参考資料にもはつきりしてゐる。これは熊野の開発公団の資金が、余剰農産物の見返り資金が取れなくなつた場合には、これで打ち切りをしまして、あとの未開発の地方の開発は中止をいたしますのかどうか。その点をお聞きしたい。つまりこの森林の開発は、あくまでも余剰農産物見返り資金に重点を置くのか、これがなくなつてもやるつもりか。この点です。

○石谷政府委員 お説のように熊野、剣山周辺の地域以外に、さらに相当なとまつた規模の未開発が相当多く残されてゐる地域があるわけでございませぬ。資料にも掲示してゐるのでございませぬが、大體十七カ所ばかりでございます。それでとりあえず熊野並びに剣山周辺というところに問題を集中いたしたのでございませぬが、これはやはり、何といひましてもこの両地域が内容的

に見まして資源の質が非常にいいわけでありませぬ。要するに現在の情勢下におきまして、開発のベースに乗ると同時に、その開発の効果が大きく期待されるという意味において、この二つに限定をいたしたわけでございませぬが、実はその他にもまだ十五カ所ばかりあるわけでございませぬ。それで、国有林を主体といたしますものは国有林野事業特別会計を運用いたしてやつて参るといふ方式を従来ともやつておりますが、今後もそれでやつて参りたい。ところが、民有林主体の地域もございませぬが、少くとも現在の木材価格等の条件から見ますと、なかなかこのような資金を借り入れてやつていく場合に、開発のベースに乗つて参らないという状況が一つございませぬ。しかし私どももいたしましては、何も余剰農産物の資金に期待するといふような意味ではございませぬで、低利長期の金を借りられるといふような状況がある場合には、でき得るならばこういう方式でもつて続けてやつて参りたいのだ、かように考へておるわけでございませぬ。

○淡谷委員 さつきもちょっと触れましたが、戦前、製紙会社はかなり各地帯に山を持つておりました。例のバルブ資源の不足から不当な利益を得たようでありませぬが、終戦後はこれらの山が放擲されて、全くかまひつけられない山が方々にございませぬ。これは森林行政の上から見て一体どういふふうにされるつもりか。王子製紙などは特に方々に山を持つて、ほうつておくようでありませぬが、これは何か未開発資源としてお考へになつておるかどうか、伺つておきたい。

○石谷政府委員 御説のように、パルプ産業等の場合におきまして、いわゆるパルプ備林といったような意味合いから、相当大規模な森林を平山をして所有しておられるという事情はございまして、そこでこれらのものにつきまして、必ずしもほうっておくという状況でもないようでございますけれども、ただ問題は、できるだけ当局の資材が、売材によりまして入手できるという限りにおきましては、売材中心でやっ

て参りたい。ところがそうもいかないといったような時期的な問題もございまして。そういうときにいわば調整用として自己の手山を使う、こういうような考え方のもとに持っておるようになさる。ええ、いよいよ計画的な経営の上に乘せまして、積極的な開発を考えているというふうな事実はあまり見られないように考えております。

○伊瀬委員 関連して、政務次官にお伺いしたいのですが、この事業は最初には六カ年計画で五十億をもって、第一期、第二期に分けられてやるということで、これはアメリカの余剰農産物の関係にあるのですが、大体今御答弁のありました、三十億は確定である、あの二十億は期待するというようなお言葉でしたけれども、かりに余剰農産物の受け入れができないという場合に、この工事は一期で終るものですか、また引き続き、次官がおっしゃったような二十億の金を期待して継続する御意思なのか、この点一つはつきりしたお考えがあれば伺いたい。

○大石(武)政府委員 お答えいたします。第一期の三十億だけは確保できると考えておりますので、とりあえずこれをもって基本的な開発はやるように

計画いたしました次第でございます。なお、でき得ればそのあとの約二十億近くの工事も行いたいと思っております。それができればもっともつとわれわれの考えている完全な開発ができるわけでありまして、その資金につきましてはお説の通り、必ずしも確定とは申されないう状態でございますが、何とかして特別のそのような資金をこの三年間の間に見出すように努力をいたしまして、継続いたしたいと今お願いいたしておる次第でございます。

○伊瀬委員 そうすると今のあなたの答弁では、三年分の第一期の工事だけははつきり見通しがつが、第二期に對してはまだわからない、従って金がいなかったらできない、これで打ち切りということに了承してよろしゅうございませうか。

○大石(武)政府委員 そのような事態もあり得るということを一応予想しなければならぬと思っております。

○伊瀬委員 三年間でも打ち切らなければならぬというふうな、ある程度そういう見通しを持ってやるような事業であるならば、無理に公団方式でやらなくても、三年間くらいであるならば、一つ県に委託しておやりになつてもいいのじゃないか。ことに今お話を聞きますと、事務所を熊野川並びに剣山に一方所ずつは持つ、それから新しい職員を、県並びに営林局あたりの人をその方に振り向けるというふうなことを、しかもその職員は公務員から一応はすされる。そういうのじゃないかに、県の工事として委託されて、県がやってくれるのなら私はその方がいいと思ふのです。この点一期工事だけで二期はわからないというふう

にはつきり見通しがつかぬときに、無理に公団方式でやらなくてもいいと思ふのですが、この点に関する御所見を一つ承わりたい。

○大石(武)政府委員 第一期工事では切りになるかどうかというところは三年近くたないとわからないわけでありまして、われわれは何とかしてこれを六年間ずつとやりたいと願つておるわけでありまして、ただ万一の場合を考えます場合に、そのような事態もあるというのを申し上げただけでございます。われわれはこの六年間にこれを完成いたしまして、これをモデルとして、その他の地区にもできるだけ及ぼして参りたい、こういう信念でおりますので、やはり公団形式でやらせていただいた方が一番いいと思う次第であります。

○淡谷委員 これは金殿として、この公団方式によりましたのは、余剰農産物の見返り資金があるから、余剰農産物の見返り資金がなくなったときは公団はできないのだ、こう了解してよろしいですか。

○大石(武)政府委員 現在においては見返り資金を資本というものを大体中心にいたしております。しかし長い年月の間に、必ずしも見返り資金でなくとも何らかの方法を見出したい、資金を見出したい、こう考えておりますので、全部が全部見返り円資金によるだけでは御解釈していただかない方がよろしいかと思ひます。

○淡谷委員 それじゃおかしくないですか。今の伊瀬委員の質問に対する答弁では、三年間の余剰農産物の見返り資金は見込がある、だからやる。そのあとの第二期はこの資金がなければどう

も危いような御答弁でしたが、それでは公団だけ残して仕事はしないわけですか。私ははつきり聞きたいのは、見返り資金がなくなつても公団は残して所定のこの仕事はやるんだ、この御決意を伺いたい。あるいは本予算を組みましても、あるいは別な借り入れをしまして、あくまでもこの国内の未開発資源というものは政府独自の力をもつてもやる意思があるんだ、このはつきりした御決意を伺いたいわけ

です。○大石(武)政府委員 私の表現の仕方がまずかったかもしれないのですが、三年間はこの見返り資金でやれる、そのあとから見返り資金が續けばけっこうでありまして、もし見返り資金がないような場合には何か別の低利な資金というものを獲得してこれをやりたいというものがやり方の中心でございまして、われわれの信念として、今後この森林開発公団というものを持續させて、でき得る限り未開発の森林を開発したいのがわれわれの現在の心境でございまして。

○吉川(久)委員長代理 本名武君。○本名委員 本法案に對して関連して二、三点お伺いしたいと思ひます。

まず私は、この法案は政府としては非常に画期的な御計画であると思つて非常に敬意を表しますが、ただいままでいろいろな質問がございましたが、私も若干この法案の実施に當つて不審を持つ一人であります。従いましてこの不審の考え方が具現しないように、今からそのために二、三の点を急を押しておきたいと思ひます。大体基本的な御意見は今まで尽されておるよう

に思ひますが、まず私は、この計画は森林の国営化の一步とさえも考えられるように思ふわけでありまして。森林の国営化ということのよしあしは別といたしまして、こゝまで国の政治が森林を尊重し、森林を有意義に考へるといふその御着想に對して敬意を表する。その反面、また幾多の弊害もその裏には横たわつておると思ふのであります。そこでまず政務次官にお伺いしたいのであります。第一に機構の問題であります。機構の問題が今日までいろいろ論議されて、最終的に公団方式をおとりになつたということは、ただいままでのいろいろ御説明がございましたので、一応納得いたしました。ただ先ほどのお話の中に、これは必ずしもベストではないのである、ベターであるという正直な御意見がありました。しかしながらベストでない、ベターであるというところの問題が起ると思ふのであります。すなわち、ベターであるかというところになつて安易な運営をなされると、非常な弊害が起ってくるのであります。従つて、この法案がかりに通過いたしましたならば、これをベストとしてその処置をお考え願ひたい、こう考へるのであります。それに

つきまして、林野庁特別会計の中で開発事業をやれとか、いろいろな論議をなされたと思いますが、私は一応公団方式を推進されることが望ましいことだと思ふのであります。ただこゝで問題になりますのは、機構はベターであつても、資金の面がどうかというところであります。これはベストでもなければ、ベターでもないと思ふのであります。政務次官その他長官のお話を聞きますと、安易に十億か二十億くらいと言つ

ておられますけれども、さらにまたこの見返り資金が断ち切られたときはどうかという論議も今なされました。私はその前にお聞きしたいのは、大体余剰農産物の見返り資金融資特別会計ですか、この中で森林漁業等の振興貸付金というものが四十一億五千万円あったと思いますが、これに対して当局で考えた数字は、この森林公園の融資その他を合せますと四十八億二千万円と記憶しておりますが、そこに約七億の開きがあるのであります。この四十八億二千万円を四十一億五千万円にしりましたときに、この公園の十億というものに影響があるかないか、それを確認されておられるか。この特別会計の中におけるその数字の確認をまずもってしていただいて、初年度の十億というものを確保するという見通しをはっきりつけていきたいと思ふのであります。その点どうなっておりますか。

○大石(武)政府委員 お答えいたします。この見返り円資金は、十億円の森林開発公団に本年さくということ、は、農林省の初めからの方針でございますが、今後これは変えない所存でございます。

○本名委員 それはわかつておるのです。そのように森林公園に十億、あるいはテンサイ製糖に七億五千万円、あるいは土地造成に五億円、いろいろな数字を寄せますと、そこに七億は五分に数字が出てくるのであります。いづれからかその七億を削らなければならぬと思うのですが、それを削るか、その削る場合に、この十億を一億でも二億でも削るようなことにはならないか。と申しますのは、今この法

律が通つて公団が設立されて仕事をしますと、おそらくここに二月、三月の間にちがかる、あるいはひよつとすると九月からでないか仕事ができる。そうすると、年間を通じて十二月、あるいは十月の計画が、実際七カ月から八カ月しか金を使ひが必要なくなるという場合に、要求が七億過剰しているのだから、ややもするとこの十億に手をつけられないかどうか、それをしっかりと確認されておるかどうかという事です。

○大石(武)政府委員 見返り円資金の食糧増産以外に使う資金が大体四十一億なのであります。これは初めから四十一億というものを基準にしてわれわれはその配分方法を考へておりますので、この十億という森林開発公団の費用は一切減らす意思はございません。その点は確保したいと思ひます。

○本名委員 その御自信があればあえてこれ以上お聞きしません、そういう心配もないわけだと思ふ。その点を重ねて念を押しておきまして、その十億はぜひ確保されるように、そして事業の遂行に支障のないようにしていただきたい。

が起きて、そのためにこの仕事の経営遂行の上に支障を来たすようなことがないかどうか。今まで何うところによると、これらの現地の仕事は、主として現地の事情を知った県庁あるいは森林組合などに委託しないしは協議の上で決定すると言われまますが、その点に対して御自信があるかどうか、ちよつと参考になりたい。

○大石(武)政府委員 ただいまの御質問は、詳しいことは林野庁長官からお答えいたされたいと思ひますが、われわれといたしましては、十分地元町村なり県なりと打ち合せをいたしておりますので、そのような手違いはないと思ひますけれども、なお具体的なことは長官からお答えいたさせます。

○本名委員 わかりました。あとで問題が起きないかどうかを確信を持つて政務次官は答えになったことと思ひますから、こまかいことは答弁していただくこともけっこうです。

でないかと私は思ひますが、そういう措置をどうなさるおつもりですか、お聞きしたい。

○大石(武)政府委員 ごもつとも御質問でございます。これは具体的に長官よりお答えいたさせたいと思ひます。

○石谷政府委員 お説のように所有者もかわるということでございますが、要するに負担金を徴収します相手方を最後のにきめまします、この法律にうたつております実施計画が確定をいたしたときということにいたしておりまして、その後これは年賦でもって徴収して参るわけでございますので、その間にはもちろん強買が行われ、所有者がかわつて参るといふことがあるわけでございますが、そういう場合におきましてはこれは残額を一時に徴収するということになつて参ることになつていくわけでございます。大体この法律によつて大丈夫じゃないか、かように考へております。

○本名委員 これが政府の直営の仕事、あるいは政府が直接の契約当事者である場合には、かなり強く出られまが、今日までの公団の心理的な国民の判断からいたしまして、端的に申し上げますれば、非常に甘く見られはしないか。従ひましてそれによつて起るいろいろな弊害があると思ひます。あえて私が民法と申し上げましたのは、その投下あるいは融資に對して何がしかの担保その他の方法をお考へになつていないかどうかということも重ねてお聞きしたつもりでありました、これもちよつと簡単に御意見を承わつておきたい。

いんじやないかと考へておるわけでありま。

○本名委員 いずれにいたしまして、念を押す程度で今後の推移を見ていきたいと思ひます。時間がないので次に移りたいと思ひます。

次に、この計画は熊野川、剣山の二カ所に限られ、今後の資金の見通しがつかない、他の候補地である十七カ所にもぜひ実行の手を差し延べるべきであらう、これは国土保全の意味から、あるいは総合開発の見地から当然必要であらうと言ひます。同時に私は、この際この計画を実行するに當つて、国民に対する森林政策の基本的な考え方というものを一応明らかにしておくべきでないかと思ひます。一方先ほど御指摘のございましたように、大森林所有者あるいは大資本家の所有する山林に国はこのような強い力を加えて、農民を初めとしてあるいは山林家が営々として国家的な、国家的な造林事業に挺身しているが、これに對して政府は今日までの方策で臨むのか、公共事業の造林、林道その他わずかの補助法律によつてこれをやつていくのか、あるいはまた近い将来において、一般民有林に對する対策を變更しようとする意思があるかないかを伺つておきたい。

○大石(武)政府委員 これから国土を緑化するということはごもつともであり、われわれもぜひともそのようにいたしたいと願ひいたしておりますが、今後の森林開発の方針につきましては、そう大きい変革を加へようとはいたしません。ただほかに法案に對していろいろお聞きしたいことがあります。

○本名委員 まだほかに法案に對して

が、もし先へ行って時間があれば何う
ことにいたします。

農地局に關係したことを一点だけ伺
いたしたいと思います。最初に林野庁長官
から御説明いただきたいと思ひます。

今の政務次官のお答えでは、別に画期
的な計画はないとおっしゃいますが、
画期的な計画を私どもは希望はいたし
ますけれども、今直ちにということとは
なるほど無理でありましょう。しかし
ながら、少くとも今日のまでの森林に對
して、天然林はもとより、造林地であ
つても、森林として育つてきた山に
對して一つの考え方がなければならな
いと思うのです。それがたまたま崩壊
するような、あるいはお役所行政の上
から、みずからが破壊するような行為
があつたならば、私は大へんな問題だ
らうと思ひます。しかも全国にそうい
う問題の横たわつてゐるということ
は、私はこういう法律を通す政府とい
たしましてぜひ解決しておかなければ
ならないと思うので、ここで一つの問
題を提起いたしまして、御説明をいた
だきたいと思ひます。

それは今日の日本の食糧事情あるい
は人口問題、国土総合開発という見地
から申しまして、農地法の四十四條に
よる自作農の創設であるとか、あるい
は營農の安定であるとか、こういう法
律の言葉をかきするまでもなく、当然こ
れはやらなければならぬところであ
ります。従つて一寸たりとも国土の上
に余裕があるならば、これは農耕地と
して食糧増産その他の目的のために使
わなければならぬが、ただ遺憾な
ことには、ここにおいて造林地との競
合、あるいは天然林との競合が起つて
きた場合にどうするかということであ

ります。そこでその造林地に対するい
ろいろな問題について、少くともこの
機会に画期的な森林開発公団、いわゆ
る民有林に對して政府がこれだけの手
厚い施策をする段階において、こう
いうことは考へていかなければなら
ない。

その一つは、人工造林に對して、い
ゆる未墾土地買収の態度というものを
もう少し鮮明にして、入植者も營農者
もあるいは造林業者も、安心して互
いが仕事に携はることができるよう
にしなければならぬと思ひます。それ
から天然林をどうして保護培養してい
くかということも、この段階において
よく新しい方式を考えなければなら
ない実情でないかと思ひます。ありま
す。さらにまた、こういう問題は常に
適地の調査が非常に不均衡であつた、
不公正であつたというところに問題が
あると思ひます。これらについて
も、一應農地と林野の立場から協調し
て再検討する必要があると思ひま
す。

それから法にも示してありますよう
に、開拓審議会というものが一応意見
をまとめることになっておりますが、
この開拓審議会の構成についても再検
討するべきであつたのではないかと。こ
れは必ずしも林地を未墾地として買
取ればかりではなくて、あるいはまた
林地を未墾地として買収することを拒
む意味ではなくして、真剣にこの審議
会の構成も検討しなければならぬと思
ひます。

もう一つは、林野の調整の拡充強化
であります。私はこれが非常な問題
であらうと思ひます。そこでこれらの
問題をこの機会に一つはつきりしな

ればならないと思ひますが、これは若
干この法案からはずれますので、い
れかこの機会にいろいろ質問したいと思
ひます。ただここで一つ申し上げ、か
つお伺ひしたいのは、年々わが国に起
る災害は何か原因か、いろいろな原因
がありましようが、やはり山を守らぬ
ことがその原因の一つである。これは
決して過言ではないと思ひます。これ
はどうしてかという、極端な事例が
あるものであります。それは長い間農地
として買収しておきながらそれを放置
してあります。従つて手を入れないた
めに未立木地となつておる所がたくさ
んある、その結果山はくずれ、水は増
加して思ひやう災害を來たしておると
いうこともあります。そのほか直接農
地とは關係なく、山河に對する対策
その他諸般の対策がいろいろあると思
ひますが、これらのことを考へる。さ
らにまた造林事業と開拓の調整の上
に非常なむだがないかということであ
ります。もしむだがあるとすれば、こ
れは林野行政の失態でもあり、また農
林行政の誤謬もそこにあるのではない
かと考へられるのであります。こ
ういふことを考へて参りますと先般
は青森県において林地が買収されたた
めに自殺をした人がおる、あるいは九
州その他の地方においても、この林地
と農地買収との競合が繰り返されて、
北海道などにおいては七十万町歩を
今日までに買い上げて、そのうちに売
渡したのが三十万町歩、そのうち入植
着したのがわずか十一万町歩、ほと
んど六十万町歩というものが荒地地
になつておる、こういうことであり
ます。こういう事例はたくさんあり

ます。

そこで林野庁長官にお伺ひしたいの
ですが、二十八年度の三月四日に林野
庁、農地局との共同通牒が出ておりま
す。これは買収計画は立てたが、不適
格な土地は買収しないでもよいという
ことであります。これが一向に全国
どこでも実行されていまいという事実
を御存じであるかどうかということ、
もし実行されていまいとすれば、一体
何のためにこういう通牒をお出しに
なつたのか、この点をお伺ひいたし
たい。

○石谷政府委員 農地法の定めに従
ひまして未墾地の買収が引き続いて行
われており、行われていくであらうと
いうことにつきましては、その通りで
ございまして、私どもはいたしましては
国土の資源の利用に關する総合的な見
地から、開拓適地基準に従ひまして適
当と認める対象を選定して参る、こ
ういふことで実はやつておるわけでござ
います。具体的な問題に相なりま
す。双方の主張が必ずしも一致しない
というこのために一見非常なトラブル
を起しておるようになつておる事例も
決して少なくはないのであります。御承
知のように、すでにこれは失効いたし
たのであります。造林臨時措置法に
よりまして指定をされた土地につ
いては、これは開拓適地の選定からこ
れをはずすという取りきめも実はあつ
たのであります。その後、特に国民経
済的な観点からいたしまして、これら
のものはぜひとも必要であるから開拓
適地に選んではならぬというよう
な項目についての取りきめも実はでき
ておるのでございます。具体的に申し上
げますならば、特殊な優良樹林のこと
きもの、あるいは母樹林のごときも

の、そういうものはかりにその土地が開
拓適地でありましても、一応適地の選
定からははずしておるという実情もある
わけでございします。さらに国土保全上
必要な箇所はもちろん開拓の対象地か
らこれをはずすという措置も実はいた
しております。そのほかいまだ利用期
に達しておらないような森林について
の開拓適地の選定の基準につきまして
も、具体的な取りきめをいたしておる
のでございします。個々の森林とい
うことになりまして、その判断の基準と
いうものが、双方の主張の中からもな
かなか確に生まれてこないというところ
に非常に問題があるのではないかと
か、かように考へておるわけでござ
いますけれども、今後ますますに生起
いたします具体的な問題等を通じまし
て、それらの基準が的確に行われて参
りますように努めて参らなければなら
ぬ、そのような意味合いで農地局とも
十分な連絡、話し合ひを遂げて参り
たい、かように考へておるわけであり
ます。

○本名委員 具体的な事例に對して善
処されるとおっしゃいますけれども、
実はもう今まで問題が起きまして、北
海道の例なんか申しますと、今度二十
数万町歩という計画があつても、こ
れは買い上げられる政府も困りますし、
森林をせつかく育てた森林所有者も困
ると思ひます。これは個々の問題ではな
く、今後林野行政の上に立つて農地行
政とはつきり見解を一致させておか
ない、もうすぐ春植えしなければなら
ぬ時期を目の前に控えておられます。
しかも緑化運動週間が始まつておる。
こんなときにこういうことは、幾ら
木を植えろと太鼓をたたいても、国民

の、そういうものはかりにその土地が開
拓適地でありましても、一応適地の選
定からははずしておるという実情もある
わけでございします。さらに国土保全上
必要な箇所はもちろん開拓の対象地か
らこれをはずすという措置も実はいた
しております。そのほかいまだ利用期
に達しておらないような森林について
の開拓適地の選定の基準につきまして
も、具体的な取りきめをいたしておる
のでございします。個々の森林とい
うことになりまして、その判断の基準と
いうものが、双方の主張の中からもな
かなか確に生まれてこないというところ
に非常に問題があるのではないかと
か、かように考へておるわけでござ
いますけれども、今後ますますに生起
いたします具体的な問題等を通じまし
て、それらの基準が的確に行われて参
りますように努めて参らなければなら
ぬ、そのような意味合いで農地局とも
十分な連絡、話し合ひを遂げて参り
たい、かように考へておるわけであり
ます。

は庭木くらいは植えるかもしれないが、なかなか木は植えません。そこをよくお考え願いたい。そこで私は具体的な案を一つ提供したいと思ひます。これを実行する意思があるかどうかお伺ひしたい。

まず第一に、伐期齢未満の森林を開拓地に買い上げなければならぬ場合は、少くとも慣行伐期齢越えのころは認めて延期する御方針はないかどうか。たとえば杉などは三十五年、あるいはカラマツは二十五年が大体慣行伐期だと思ひます。これらの年まで一応森林の収穫を上げてからやるといふような方法をおとりになれないかどうか。もしそれが適当であるとするならば、直ちに次官通牒を出して、前に出された二十八年三月四日の共同通牒と関連いたしまして、その訂正をなさる御意思があるかないか、それを一応伺つておきたいと思ひます。

もう一つは、農地局長がおいでになりますので、いずれ別の機会に伺ひますが、先ほど青森県の自殺の話をいたしましたのが今北海道におきまして、この買い上げ計画に対して訴願が相当出ております。ところが年数がたつても一向に回答がない、あるいはなかなかむずかしい。はなはだしい例は、自作農創設法によってあらためて訴願したところが、一部容認されたなどという法の運用、先ほど長官がおっしゃった農地局との打ち合せ、協調などというところが、全くなされてないというところが如実に今日まであるのです。そこで私は一つの例として、今後検討する資料にしたいと思ひますから、ぜひこの回答を、後日でけっこうですからお願いしたい。北海道の十勝に三影村

というのがありますが、この買い上げ反対同盟会長の大村何しがの名前で農林大臣あてに訴願が来ております。農林大臣は林政と農政の上から、この訴願をどう取り扱われているか、林野庁長官に特にこの訴願の取扱いの今日までの経緯について御報告をお願いしたいと思ひます。

以上で私の質問は終わりますが、先ほどの次官通牒をお出しになる御意思があるかないかをお伺ひします。

○石谷政府委員 一番問題になりますのは、やはり開拓適地というのが実はきわめて優良な人工造林地であるといふことであります。優良な造林地をやりましたところがやはり開拓する場合においても適地である場合が非常に多いといふところと問題があると思ひます。幼齢林を慣行伐期まで存置せよという御説であります。もちろん土地利用の上からいまして、そういうことが妥当である場合が非常に多いのじやないかと私も考へております。ただし開拓計画の円滑なる進行上必ずしもその時期まで待ち得ないといふような個々の具体的ケースもあるうかと思ひます。従ひまして、ただいまのような問題につきましては、十分に研究いたしまして善処したいと考えております。

○久保田(豊)委員 私も大事な点を一つお伺ひします。まず第一に政務次官にお伺ひいたしますが、今度の森林公団の資金というものは、言うまでもなく余剰農産物の見返り資金になっておるわけでありまして、この余剰農産物の見返り資金をどういう方向に使うことが果してよいかどうかという点であります。国全体の立場、あるいはまた農

業全体から考へてみた場合に、果して適当であるかどうかということ、どのようにお考へになつておるか、この点をまず第一にお伺ひいたします。

○大石(武)政府委員 非常にけっこうであらうと思ひましてこのような提案をいたしておるわけでありまして、

○久保田(豊)委員 多分そうおっしゃるだらうと思ひましたが、御承知のように余剰農産物というものは、今のところ政府の食糧会計のやりくり等においては直接の大きな圧迫は加えておりませんが、しかしながら、日本の農業全体については大きな圧迫を加えておるものであります。そのために今の日本の農民は非常に不利な状況になり、不安定になつておる。これが今日の実情である。これは、かりに価格面である程度の操作をいたしても、そんなに程度では、日本の農業に与えてくる大きな不安な破綻的な要素といふものはとれない。しかもこの余剰農産物のものを日本の食糧増産計画といふものを根本からくつがえしておる。また軍事費の圧迫によつて食糧増産費といふものはほとんど削られております。一方今年の予算にしても、政府の食糧五カ年計画によりますと、五カ年の間に二千二百九十八億円の金を入れて三千三百五十三万五千石の増産を食糧だけでいたしても、なお五カ年後においても四百四十万トン程度の輸入が必要である。この計画を実行するために、

まず第一に三十一年度において、政府の計画によつても三百八十七億の金が必要わけです。それに対し本年度政府の方としては幾らの金を食糧増産費に入れておるかという点、二百四十七億です。その結果は二百十四万

石の増産計画が今年には百八十一万石に減つておる。しかもその中で、いわゆる大規模開墾の方へほとんど資金が割られております。そういうような関係からいいますと、結局一般の土地改良その他の経費といふものは減つておる。なるほど資金源においては昨年と同額であるが、その中で十億何がしといふものは大規模開墾の方に割られておる。しかもそれは北海道その他に見られるように主として畜産でありまして、その畜産の基礎といふものは不安定である。こういう状態の中で私どもが第一に考へるのは、日本の農業に非常に大きな圧迫を加えておるこの余剰農産物の資金そのものが、政府の計画によりますと、昨年度は御承知のように百八十二億五千万円が電源開発、それから食糧関係に三十億、愛知用水です。こういうふうになつておる。ところがことしはどういうことになつておるかという点、二百億八千万円が電源開発、あとはどういうことになつておるかという点、農業関係に八十八億幾らということになつておりますけれども、そのうちで農業には前年度分も含めてわずかなものしか来ておらない。そして森林、漁港の方に四十一億何かにしつておる。こういうことになりまして、片方においては年々軍事費の圧迫を受けるのは当然であります。政府が防衛六カ年計画なり五カ年計画によつて資金がよけい要ることになりまして、余剰農産物の見返り資金

さへも非常にあちこちにとられて、結局こういうことになれば、日本の食糧増産といふものは減退せざるを得ない。おそらくこのようなことで行つた

ならば、五カ年後において政府は外国食糧を少くとも五百五十万トンないしは六百万トン近く入れなければならぬような事態になつてくると思ひます。こういう際に、なるほど奥地森林の開墾といふことも大事であり、漁業も大事であり、そのほかどれ一つとつてみても大事であると思ひますが、全体の農林政策という点から見て、私はあといふ点から見て、食糧増産なるものを大きく犠牲にして、食糧面において外国にますます依存する、こういう態勢を片方において促進するような金の使い方といふものは、農林当局としては考へるべきものではないといふように私は考へる。おそらく日本国民、特に農民は、この圧迫を一番大きく身にしみて感じておるのであります。奥地森林の開墾ももちろん大事であるが、しかしこれは当然別個の方策をもつて計画を定むべきものだと思う。にもかかわらず、こういう方に大きく金を入れるといふことが、果して政府としては適当かどうか。この点は、私はさらに検討を要する点があると思ひます。もちろんこういうことをおきめになつて提案される以上は、政府は適当であると言ひにきまつています。そういう一片の議會答弁ではなくて、もう少し日本の農業全体、あるいは国民経済全体といふものを考へて、真剣にお考へになる必要があるのではないかと。ことに余剰農産物の見返り資金は、これは大体において従来通り電源開発に百二億八千万円と、生産性本部に十億といふ金が行く、農業関係に十四億と、その他全部合せて八十八億、開拓者資金に一億七千万、森林、漁港に四十

一〇

一億四千五百万、こういうことになつておりますが、このほかに、たとえばテンサイ糖の増産計画、これにも十億金をやるという話もある。そのほか、これはまだ決定しておらないでしょうが、豊浦や東京湾の埋め立てにも新しく金を使うという話がある。肥料合理化資金にもこの見返り資金を使うという話がある。もっとひどいのは、城ヶ島の観光開発までこの資金を充てようというふうな計画も、農林省の一部にはあると聞いておる。こういうことが新聞にはつきり載っております。こういうふうな資金を、ほとんど農業以外といつてもいいか、あるいは直接日本の農業の基礎を固めることではないような、ある意味においては土建屋をもうけさせ、事業屋をもうけさせるような方向に使うことが果して適當か。今度の森林公園も――私はあとでお聞きしたいと思いますが、そのにおいがないわけではないのであります。こういう点から見て、私は果して農林省が見返り資金の問題なり、日本の農林業全体をまじめに考えようとなつておるのかどうかというのを疑わざるを得ない。この点については、ほんとうにどういうふうにお考えになつておるのか。もしお考えがあれば、まず第一にお伺いをいたしておきたい。

○大石(武)政府委員 答えたいと思います。私も食糧増産五カ年計画を立てておりますこと、そしてそのためには約一千七百億円の資金を投じまして、一千三百万石の増産を得たいという事は御承知のことだと思ひます。私どもは、何とかしてこの計画を五カ年間に実施したい。こうすることによって、日本の五年間の人口の増

加、ことに労働年齢の増加に対処するために、これ以上の食糧を輸入しなくともよいという状態を作り上げることができると確信いたしております。そのためには、先ほどお説のように、一年平均三百八十億何がしかの金が必要という話であります。われわれは五カ年計画の達成という事を、必ずしも毎年平均の金額において、平均の石数においてこの計画を立てておるわけではございません。別に年次計画を立てておりません。従いまして、今年には確かに三百億足らずの少い金ではありますけれども、五年間にはこれで一億の資金で一千三百万石の増産をしたいという方針であります。

なお見返り円資金のお話でありましたが、本年度は農林関係に使われる費用は八十八億円であります。このうち食糧増産に使われる金は四十七億、それ以外に使われる金が四十一億というものがきまっております。その四十一億の内訳につきましては、まだ具体的に決定をいたしておりません。おそらく先ほどの久保田委員の御発言は新聞の発表をごらんになったものと思ひますが、新聞の発表は正当ではございません。われわれはあのように確定いたしておりませんし、あれは決してわれわれが確定したものではありません。わたくしは、必ずしもあの御説を肯定するわけに参りませんが、この森林開発公団の十億の費用は四十一億の中から選んだものでありまして、これによって食糧増産とは直接関係がなく、この森林開発公団に十億円の金を投ずることによって日本の食糧増産に対する見返り円資金が減らされたものとはお考

えになつていただかないでけっこうであります。

○久保田(豊)委員 今話がありました通り、八十億という金を私も承知いたしてあります。私が今あげましたようなことは新聞報道の範囲でありまして、なるほどこれが政府の決定案でないことも承知をいたしてあります。しかしそのために動いておる政治家もたくさんおるわけでありまして、大体においてそういうことが新聞に出るのには、新聞といえども何にも火のついたところにそういうことをあえて捏造の記事を書くはずはないわけでありまして、こういう点でそういうでたらめな使用方をされては困るということをもまず第一に申し上げておるわけでありまして、それからさつきからいろいろ話がありましたが、大体こういう計画やその他のいろいろの計画をおやりになる場合には、大臣も皆さんも余剰農産物は来年度はやる、しかし再来年度はどうなるかわからぬというふうな話であります。ところが政府の計画を見ますと、五年先まではつきり余剰農産物を受けたければ、すべての資金計画が成立たないような五カ年計画になつておる。私が言うまでもなく、今大規模開墾だけで、現に政府が決定しておるものだけでも、大体において四百五十億という大規模な資金計画を立てておられます。その中の九十億というものは要するに見返り資金に依存せざるを得ないというふうな状態です。その方一般の土地改良費がことしも十一億近く食われておるのであります。そのために一般の土地改良費がだんだん実質上削られておるのが今日の実情であります。こういう矛盾があります。

特に、政府の答弁のいかんによらず、すでにいろいろな五カ年計画なり何なりに、具体的にこういうようなものを入れなければならぬ。これを前提としてやる諸計画というものは果してできるかどうか、これが日本の農業全体のプラスになるかどうかという点、一つの大きな問題になるのではないかと思います。この点を心配いたしておるのであります。この点が第一点であります。これは政府として明確にすべきだと思います。それから森林開発の問題について、この計画によりまして、大体において約六十億の資金を投じました場合においては、年間において素材として約百十三万石、薪炭におきまして約百十二、三万石の林産物がここから出てくるわけですから、これも確かに私は大きいと思ひます。しかしながらこれだけのものをやるために、余剰農産物をさくらによいに入れられるような態勢にしてやることよりも、日本の今日約一億何がしというふうな大きな素材需要のある中で、百十三万石程度のものを開発するために六十億の金をここに投資をするという理由、あるいはもっとはっきり言うならば、貿易の関係を案にしたしまして、もっと安い素材の輸入するところがあるわけでありまして、こういうところから入れることと関連をいたしまして、森林の奥地開発については、もっと総合的な計画なり資金計画を当然立つべきじゃないか。金がここに余るから、まず持てるときにやってみようというふうな考え方はどうしてわからない。こういう森林は、ないほど百何万石出るかもしれないませんが、その反面において食糧の輸入はま

すまずよいことになるという関係にならざるを得ないと思ふ。こういうことは、国の全体の経済から見て果して利益かどうかという点を、お伺いいたしたいと思ふのであります。

○大石(武)政府委員 順序が逆になりますけれども、森林開発の方からお答えたいと思ひます。日本の森林行政も相当に進んでいまして、林道の開発なりが相当に進んでおります。ただわれわれが現在問題にしておりますのは、民有林の大規模な開発でございます。不幸にして民有林は、御承知のように個人なりあるいは民間の資金でもってやらなければならないので、これに大規模な開発は今まで行われておりません。先ほど申し上げましたような熊野川流域であるとか剣山のような非常に優秀な大森林源が未開発に放置されておることは、何としても国家の森林政策上これはあまり得策ではないと思ふのでございまして、この点につきまして、民有林の開発ということを中心としていたしましてこの森林開発公団法を出したわけでありまして、このために見返り円資金を第一期として三十億円投入いたしまして開発いたしまして、大体の開発は終り、なおできるならば二十億円の追加をしてこれを完成いたしたいというのが念願でございまして、ひいてはこの公団の方式をさらに延長いたしまして、他の地域にも及ぼして参りたいという考えでございまして、これは一つの大きな日本の国の森林行政の重要な問題であつて、決してこのために見返り円資金を今年、あるいはこの数年間で十億円投入いたしましても私は惜しいとは思ひません。こ

とにこの十億円を森林開発公団に投入いたすことによつて、日本の農業開

のです。十七カ所全体のいわゆる開発計画が立つておるのですか立つておらないのですか。これと今度の森林公団

のような方式で取り上げられるという場合があり得ると思ひます。

○久保田(豊)委員 どうもその点がわからないのです。なるほど現在の材木の価格やその他の点から見れば、この

的にお伺ひいたしますが、この計画によりますと、結局国が五割何ぼという金を公団に納める、府県が一〇%、受益者が三〇%何%ということになっていて、

なにお余剰農産物の輸入の問題であります。これはやはりできるだけ今後

の管理やいろいろな問題はありますが、あと地区全体に及ぼす御予定でやっておる

○大石(武)政府委員 未開発の大体五地区ばかりでございますが、これは

○石谷政府委員 比較的有利で、しかも長期な資金でございますか、とにかく資金を借りまして開発するわけであ

○大石(武)政府委員 林野庁長官からお答えいたします。

○久保田(豊)委員 この点はこれは議論になりますからやりません。余剰農産物をもっとどしどし入れてやること

○石谷政府委員 ただいまの御質問でございますが、特に熊野と剣山の最優

○大石(武)政府委員 未開発の大体五地区ばかりでございますが、これは

○石谷政府委員 比較的有利で、しかも長期な資金でございますか、とにかく資金を借りまして開発するわけであ

○大石(武)政府委員 林野庁長官からお答えいたします。

○久保田(豊)委員 この点はこれは議論になりますからやりません。余剰農産物をもっとどしどし入れてやること

○石谷政府委員 ただいまの御質問でございますが、特に熊野と剣山の最優

○大石(武)政府委員 未開発の大体五地区ばかりでございますが、これは

○石谷政府委員 比較的有利で、しかも長期な資金でございますか、とにかく資金を借りまして開発するわけであ

○大石(武)政府委員 林野庁長官からお答えいたします。

○久保田(豊)委員 この点はこれは議論になりますからやりません。余剰農産物をもっとどしどし入れてやること

○石谷政府委員 ただいまの御質問でございますが、特に熊野と剣山の最優

○大石(武)政府委員 未開発の大体五地区ばかりでございますが、これは

○石谷政府委員 比較的有利で、しかも長期な資金でございますか、とにかく資金を借りまして開発するわけであ

○大石(武)政府委員 林野庁長官からお答えいたします。

○久保田(豊)委員 この点はこれは議論になりますからやりません。余剰農産物をもっとどしどし入れてやること

○石谷政府委員 ただいまの御質問でございますが、特に熊野と剣山の最優

○大石(武)政府委員 未開発の大体五地区ばかりでございますが、これは

○石谷政府委員 比較的有利で、しかも長期な資金でございますか、とにかく資金を借りまして開発するわけであ

○大石(武)政府委員 林野庁長官からお答えいたします。

まするが、大体一億九千万円ばかりというものがこの開発によるいわゆる林産物の受益額であります。それから林道の維持管理費、災害復旧費というものの負担額を差引きまして、それから税金その他のものを同時に差引き、それからこの開発をいたします場合に受益者の負担があるわけでございますが、こういうものを差引きまして、結算残るところは大体千六百万円平均、こういうような数字を一応試算をいたしておるわけでございます。

それから林道につきましては、いわゆる利用料を徴収することになるわけでございますが、これは概算でございます。それけれども、まあ能野の場合に木材については石当り約十円くらい、それから炭につきましては一俵当り大体二円くらいという見当に相なるかと思っておりますけれども、これは具体的には走行キロ等によりましても格差をつけなければならぬのであります。従つていろいろ実施面では多少内容の改訂が必要があると考えておる次第でございます。

○吉川(久)委員長代理 残余の質疑は後日に譲りまして、午後は二時から開会することとし、暫時休憩をいたします。

午後零時四十五分休憩

午後二時五十分開議

○吉川(久)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林水産業の基本問題について質疑を続行いたします。淡谷修蔵君。

○淡谷委員 大臣の昨日の答弁を聞いておりますと、私新しい疑点が生まれて参りました。倭敏にして、いささか

傲岸不遜な態度のあります農林大臣が、昨日は珍しく中村時雄委員の二三の質問に対して、あっさりかぶとを脱がれ、あやまつておられました。同時ににはるる太平洋を越えてお持ち帰りになつた愛馬のスカレット嬢並にに譲渡した。の大きな大臣の心境の変化の理由はどこにあるか。一体あれほど頑強にあなたの良心並びに良識に照らして行動されたという農林大臣が、どうしてこういう瞬間的にその愛馬を手放すような悲痛な心境になられたかということ、私は新しい疑点として御説明願いたい。

○河野国務大臣 もともと前々回から申し上げました通りに、私は牧場の経営をいたそうというつもりでやったのでございますが、実はだんだん法規等よく勉強いたしまして、いやしくも疑惑のあるような法規によつて、取扱ひ上間違ひいじやないけれども、絶対にこれではよろしいんだ——私自身の考え方が、いやしくも政治家の行動は、言ひわけをしなければならぬというところはよろしくないという建前をとつております。一々弁明をしなければいかぬという行動は妥当でない、こう思つております。ところがこの馬の問題に関する限り、いろいろ法規を調べてみますと、こういうわけでございます。明をしなければならぬ、そうして御了解を得なければならぬというように通して、昨日中村委員にお答えをした通り、またこの馬についても、これは種馬であるというようにことで、牧場を経営して、そこで馬の改良をやつて

おります私の友人があり、しかも私は前の馬もその友人に譲り渡したことがありますので、この機会に、私がその馬を所有しておるといふことも、すみやかにその牧場を経営しておる人にその馬を譲渡して、これは明確に種馬として将来利用されるものというところと各方面の御了解を得ることが一番妥当である、こういうふうな率直に考えまして、お答え申し上げた次第であります。

○淡谷委員 前回、稲富委員並びに中村委員の質問に対して大臣が御答弁になつておりましたが、その御答弁ではつきりしなかつた点が二点ござります。この馬を輸入するにあつたとされた手續の問題が一つ、もう一つは、競馬の監督者の地位にある農林大臣として、自分の所有馬を競馬馬として登録したことがよろしいかどうか、この二点だと思ひますが、この二点とも大臣はあつさり認められ、間違つておつたからあやまる、こういうふうな了解してよろしいですか。

○河野国務大臣 お答えいたします。前段の方は、前回芳賀さんにお答え申し上げました通りに、十分経緯を調査いたしました。調査とは何だという質問を受けましたが、これも昨日率直に申し上げた通り、間違ひのないように調べてお答えを申し上げます。思ふのでございます。

それから後段の所有馬の登録を變更するといふことは、農林大臣として馬を持つことが悪いから、それを變更するといふことなのか、こういうことでござりますが、これは私は実は前回にも申し上げました通り、前に持つておりました馬を農林大臣就任と同時に名義

の變更をしたわけでございます。ところがその後競馬の関係者から、監督上、馬券を買うといふことは、これはいかぬ、しかし馬を大臣が持つといふことは、これはもう少し考え直して、もつとすなおな気持ちで考えた方がいいんじゃないかという御意見の方もありなものでござります。そういう意味合で、私は馬を持つ持たぬという点については、今これは持つてはいけなものであるという解釈はとりませんけれども、私自身としては持たぬ方がよろしい。しかもこういうふうな普通の競馬馬を競走馬として持つならよろしいけれども、種馬として一定の能力検定期間中持つのだという条件付の馬を大臣が持つといふことはよろしくないという解釈をとりまして、私は先ほど申し上げたように、自分としては直ちに手續をとらう、こういうふうに思ふのであります。

○淡谷委員 実はこのうわさがほんとうであるかどうかを確かめるために、私は府中の競馬場に参りまして厩舎を見て参りました。なるほどはつきり、スカレット、馬主河野一郎、ケーブタウン、馬主河野一郎という札がかつております。さらにかつて大臣がお持ちになつておつたガイセンモンという馬が、河野謙三の馬主名に變り、それからもう一つクモノミネ、河野照子、さらにナンブといふのが一頭河野一郎の名前になつてゐる。河野一族の馬がずらつと並んでゐるのを見て参りました。たまたまそこで大臣が牧場を経営したいという御意思のあることは、単なる委員会での思ひつきでなく、初めからそういう御意見があつたといふことも聞いて参りました。むしろ

この点は私は敬意を表します。ただこの間からの答弁の形を見ておりますと、どうも農林大臣は野人だつたところのくせが抜けていないように考へる。非常に潤達自由にあるまつておられる。それが農林大臣という位置では、どのような影響を世間に与えるかという顧慮なしに今まで行動されたように見受けられたのであります。特にこの馬の処置につきましては、あなたは前回の委員会では、まだ代金を清算されてないといふ答弁をされた。代金を清算されてない馬を譲るといふのは一体どういふわけなんです。一体代金を幾ら清算して、無償で譲つたのか。あまりに私たちは境遇が違ひますから、こういう勘定についてはこまかいかもしれない。大臣には百万、二百万の金はもの数でないかもしれませんとけれども、世間的な影響を考えますと、この名馬を代金も払わないで自分のものにし、しかも条件もつけないで簡単に譲る、こういう心境は、これは世間一般に与える空気を考えまして、もう少し慎重に考へていいと思ひますので、その点についてももう少し

○河野国務大臣 ごもつとも、そういう点についてお尋ねがあれば、この際明確にいたしたいと思ひます。今申し上げました通り、この前持つておりました馬も、実は競馬に使ひまして、百五十万円で譲つたわけでございます。その牧場主と私は非常に懇意でございます。実は、今この馬につきまは、大体二百五十万円で——まだ値段がはつきり出ておりませんが、大体その前後になるだろうというところでござりますから、その前後で牧場主に

譲りたい。私はお話の通り百万、二百万のものを、取るときも自由かつてやる、やるときもかつてやる、そういうことは決して考えておりません。その点は私も多少のそばをむろん考へて、そしてそれによって損をするわけにもいきませんから、なるべくその値で譲り受けてもらいたい、こう言つて頼むつもりで、数日中に申しましたのは、今その友人と話し中でございすから、そういうふうにお答え申し上げたのでございます。

○淡谷委員 そうしますと、現金の授受もされないで、結局あなたに金を立てかえ払いをしてもらった人が馬を譲り受けておる金はあなたが譲り渡した人から請求する、こういう形になりますか。あなたはまだ金の支払いをしていないという、金を支払いしていない馬を売るので、あなたに金をとつてそつちに回すのか、その人から直接あなたに立てかえ払いをした人に金を払うのか、どちらですか。

○河野国務大臣 むろん依頼をした人の了解は得て、そしてその金の授受は私は直接であつても、私が一たん受け取つてその方に払つても、それはまた別にその点まで及んでどういうふうにするのだというとは考えておりません。

○淡谷委員 私こういう立ち入った質問をいたしますのも、今大臣の身边には非常な疑惑が重なっているのではありません。単に競馬馬だけの問題ではございません。砂糖の問題にしても、バナナの問題にしても、あるいは根拠のないうわさかもしれませんが、さまざまのうわさが立っている。これに対しては大臣はさつきおっしゃつた

ように、やはり一々弁解しなくても済むような明朗な態度をとることが絶対必要であると思つておる。

あなたは昨年八月の十日から九月の二十二日まで外国に行かれておつたはずであります。その場合に、ロスアンゼルス、南方百マイルのボナというところで畜産共進会があつた。そこで有償が無償か知りませんが、馬を二頭贈られたというふうなうわさが飛んでおりますが、この真偽について一つ御答弁願ひたいと思つておる。

○河野国務大臣 向うで贈らうという話がありまして、無償でそういうものを譲り受けることは適當でありませんので、そこで礼をして譲り受けたというところでございす。

○淡谷委員 その馬と今回の馬とは関係があるのかないのか。さらに、そこに農林省の前畜産局長である原田伝という人が参りまして、種馬用として一万五千ドルあるというふうな話をしたというふうなうわさもありますが、これは先般の委員会の答弁と若干食い違つておりますが、どちらがほんとうですか。

○河野国務大臣 前畜産局長が外国へ行ったことはありませんが、ございす。そういう話をしたというふうなことはあると思ひません。

馬は、その馬が今度の三頭の中の一頭でございす。

○淡谷委員 そうしますと、この間の答弁にございまして一万五千ドルの外貨が余つてゐるというのを大臣の耳に入れたのはだれでございすか。

○河野国務大臣 これは先般もお答えいたしました通りに、サンフランシスコで永田雅一君から聞いたわけであ

います。

○淡谷委員 これはこの間の委員会の速記録によりますと、渡邊畜産局長だつたか、通産省の方か知りませんが、買ひ入れましたトロツターがまだ入つていないから、どれだけの値段で取引されたかわかつていない、こういうことを言つておる。どれだけの価格で取引されたかわかつていないトロツターが、一万五千ドルあるのは二万五千ドルの為替の余剰を残し、その前の一万五千ドルの種馬用の為替ワクに振りかえられたといういきさつは一体どうな

のであつたか。

それからトロツターが三十一日に入つたはずでございすが、もうその価格がはつきりわかつたかどうかお答え願ひたい、これは大臣でも局長でもどちらでもよろしい。

○渡部(伍)政府委員 速記録によりますと、ただいま大臣からお答えがありましたように、上期の種畜輸入外貨の残が一万五千ドルほどあるというふうなお話が出ておりますが、これはこれで上期に輸入すればそれを使うことができたのでありますが、時期が経過しましてその話が立ち消えておるのであります。それと第二段の先月の末に着いた馬についての概算はわかつております。運賃を含んで一頭当り約二千三百ドル平均くらいになつております。

○淡谷委員 概算ではなしに、ほんとうの価格がわかり、ほんとうの外貨のワクの余りが出てくるのはいつですか。

○渡部(伍)政府委員 これは輸入取扱の商社の明細書が全部整ひまふと、はつきりしたことは出ません。すなわち運賃あるいは輸送中の飼料の費用、

そういうものが当初の予定と実際の支払いの差をはつきり清算してないわけでありまふ。これはちよつと事情を申し上げまふと、馬を買ふ時期がありまして、相当余裕を持つておかなければ、すなわち秋の競馬が済んで、春の競馬が始まる間に買ふわけですが、早く買わなければいけないわけですが、それがだんだん春の競馬の準備の時期になつてくると、馬が少なくなつてくる。こちらで買ひたい馬も春の出走準備の時期になるとなかなか手に入りにくくなる。そういう関係がありまして、私の方で秋大見当をつけたときには、一頭当り二千五百ドル見当ならばいいだろうというところでありましたが、それが今実際に報告を得ているところでは、概算二千三百ドルくらいで上る、こういうことになつたのであります。

これは買付の事情からきておるわけでありまふ。

○淡谷委員 外貨のワクの余りが二万五千ドル、あるいはこの間中村委員が質問をしておりましたように、四万ドルくらい余るのだから、これはまだちよつとわからないということになるようでございすが、そこに外貨のワクをめぐつていろいろ不明朗な事態が起つてくる原因があると思ふ。これはあとで通産省の方にお聞きしたいと思ふが、大臣は答弁の中で、トロツターを入れるに當つて農馬改良の上から必要であるというのを再三言つておられる。大臣は牧場を経営しようという悲願な御決意が固まつたやうでございすから、私は非常にありがたいと思ひますが、日本の馬政上の問題として、さつぱらんに申し上げまして、競馬馬を入れるのに農馬の看板をかり

ておる、こういう形が非常に濃厚であります。今の局長の答弁を聞いておりましたら、秋の競馬に出場するの間に合うように願ひしていろいろ考へられておる。看板は農馬であつても、ほんとうに入れる目的は競馬ではないかという疑いが非常に濃厚であります。そのように無理をすることがさまざまの不明朗な事態を招いておるやうにも考へられる。これははつきり申し上げたいのですが、一体農林大臣がトロツターが農馬改良の上に必要であるという外国における見聞、一体この国でトロツターを農馬に使つておるか、あるいはこの国でトロツターを農馬改良に使つておるか、具体的実例を見てこられたのでありますが、その点などもお教へ願ひたいと思ひます。

○河野国務大臣 御承知の通り馬の利用については、その国その地方によつていろいろな品種があると思ひます。馬と平地で使ひます馬、湿地帯で使ひます馬、乾田地帯で使ひます馬といふところがあります。それに相応する馬を作つていきますには、たとえばトロツターの血をどのくらいいふやうとか、アラブの血をどのくらい必要とするとか、もしくはサラブレッドの血をどのくらい必要とするとか、言いかえまふならば、その利用度によつて違つてくるのでありまして、しかもどういふ農馬にいたしまして、農馬はみなこれらの雑種で、どういふふうな用途にはどういふふうな雑種血液をまぜた方がよろしいといふことになるとはありまして、在来農馬といふ一つのものは私は必ずしもいい馬ではないと思ふ。それをだんだん改良

して、それぞれの農耕に適する馬もしくは鞍馬もしくは山間部の輸送馬というふうなものを作っていくということ、従ってそれに入れます血液として、そういうふうなものを順次入れていく必要があるのだ、こういうふうには考えておられるわけでありませう。外国を回らしても、大体そういう意味からその原種の保存その他の点で、これに競馬が組み合はれておるというので、アメリカあたりでも競馬と畜産組合というふうなことで、これは共進会など一緒に開催されるというふうなことになる、おられるのを見たわけでありませう。

○淡谷委員 私のお聞きしたいのは、トロッターを血を入れ、あるいはトロッターそのものを農馬に使っておる実際の形をどうにいったかどうかという点であります。日本の農馬改良の目的は別です。大臣は外国を回って、トロッターを入れなければならぬという決意をされて帰ってきおるのでありますが、その決意を促した見聞をどこであなたに話されたか、具体的な例を私はお聞きしたいのです。

○河野國務大臣 トロッターを入れたければならぬ決意は私がいたしたのでないものでありまして、私の前任者は、すでに前年度からトロッターの輸入を計画されているのでございまして、私が計画をして、私が決意を固めてやったのではないということに御了承願いたいのであります。従って私は、トロッターの原種そのものが農村に使われておる、非常によいからせひトロッターをやれということを申したのではございません。

○淡谷委員 一体農林大臣は日本の農馬をどのように持っていかれようと思

るのか、御承知のように馬を役畜として使おうという形が年々減つておる、馬の値段が安くなつてきておるこの際、新しい高い値段の馬を入れます、血の改良をしよう、農馬の改良をしよう、これは一体日本の農馬をどこに持っていくか基本の問題でありますから、じっくり私は大臣の御説を聞きたい。

○河野國務大臣 御承知の通りわが国の現在の農地の現状から見まして、非常に土地改良ができておるとは申しながら、山間地等においてはまだ十分おきまされては、十分な機械の利用も困難な土地が多いわけでありませう。それから山間部におきまして輸送用の農馬として必要な面があるわけござい

ます。それからどうして馬の堆肥が必要であるというふうな面もあるわけございまして、これらの需要を満たすように改良し、充足していくことが必要である、こう考えております。

○淡谷委員 運送馬あるいは耕作用の馬をどういうふうな持つていくというふうにお考えのようであります、その場合に競走馬の能力検定はどういうふうになるのかでありますか。トロッターあるいは今度入りましたサラなども、能力検定のために走らせると言つておる。この競走馬としての能力検定が農耕馬としての能力検定とどういうふうな関係を持つのか。

○河野國務大臣 私もそこまで行きま

して、そうしてそれが優秀なものであるかどうかということをお調べのじやなからうかと思ひます。

○淡谷委員 私の聞きたいのは、競走馬としての能力検定と農耕馬としての能力検定とは目的が違ふと思ひます。今度サラ種とトロッター種とを一緒にして種馬として輸入したことにつきましては、はつきり通産省から通達が出て、競走馬の輸入はしないということ

を言つておる。それにもかかわらず種馬を入れるのでありますから、一体本質的な違いがあるのか、目的に違いがあるのか、この点をはつきりお聞きしたい。ですから競走用の馬として能力検定をする場合に、一体どつちの能力検定をするのか、これは畜産局長にお聞きしたいと思ひます。

○渡部(伍)政府委員 先般お話し申し上げました二十六年の馬の改良方針の中に、種馬の用途別体型標準というものが出ております。農馬大型、中型、小型、鞍馬の大型、乗馬というふうになつておりまして、それに体高、体重、胸囲というふうなことで標準を出しておるわけでありませう。そうしてその地方にそれぞれ適当な種類のものを持つていかなければならぬということ

は先ほどお話のあった通りであります、結局からだに相応したというか、馬としてそれぞれの用途に使う場合からだに一番中心でありますので、それを調べるために便宜上競走に出すというふうな私どもは考えております。

○淡谷委員 一体競走馬を入れるために農馬の名前を使うのか、農馬のために競走馬を入れるのか、この点ををはつきりさせたい。競走馬として出して軽い騎手を乗せて早く走らせるとい

うとが、果して重い荷物を背負つて山坂を上るような農馬の検定になるかどうか、ごまかさないではつきり言つても

らいたたい。これには非常な無理があるのですから、将来日本の馬政の方針を要えなければならぬということならよろしい。ごまかしで何か農馬という看板だけを掲げておいて輸入をたやすくしようというふうなこそく手段ではなくて、これでは困るから方針を変え

るなら変えるでよろしい。競馬に出させることが農馬の能力検定になるのだという説明は非常なこじつけだと思つておりますから、その点一つ納得の行くように大石農林政務次官のように正直な御答弁を願ひたいと思ひます。

○渡部(伍)政府委員 これは先ほど大臣からちよつとお話がありましたように、要するに血の交換をやつて、その土地々々に適当したものを出していくのでありますから、その血のもとになる個体が健全でなければいけないわけでありませう。それをもととしてよいものを

を出していく、こういうのであります。そのためには最も基礎になる個体の能力を十分に出して検討する必要がある。その検討の方法として競走に出すというのを一つの手段として考へておる。そのほかに、何といひますか体格、姿勢、大きさというものが当然出てくると思ひます。

○淡谷委員 確かに農耕馬としての走る能力も必要でしょう。あるいは人を乗せる能力も必要でしょう。けれども同じ能力でございまして、ストリッブ・ガールの能力とくわを持つ農夫の能力とは違ふのですよ。目的が違ふのです。競走馬の能力というものは必ずしも農耕馬の能力ではないと私は思ふ。た

だ血をまぜるためと大臣も答えておりますが、固定した日本の馬の血を更新するといふような場合、どうしても外国の馬を入れて混血馬を作らなければならぬのか、日本にも優秀なサラブレッドはたくさんあります。ノルマンもあるでしよう。こういう国内産のかかり困つてゐる馬産家もありますのに、こちらの方には考慮しないで、貴重な外貨を使つてまで血をまじえるために馬を買つてくる、こういう基本的な方針は、ごまかしなしには、日本の馬政上どうなんですか。

○渡部(伍)政府委員 新しい血を入れなければどうしても退化するといふことは、遺伝の方からいって当然ではないかと思ひます。従ひまして、それをどの程度に外から入れ、あるいは従来の在来種のものあるいはすでにミックスしたものをまぜ合せるかということが問題であると思ひます。それらは外貨事情その他の関係もありますし、それから日本の馬の生産者の関係、馬の価格の関係等もありますので、それらをにらみ合せて勘案しなければなら

ないと思ひます。

う。局長は心配しておるようですから、大臣に聞いた方がいいと思います。

○河野国務大臣 私は牛の場合でも同様に考えておりますが、馬の場合でも、最近非常に近親繁殖になっておりますので、どうしてもある程度の血液を入れていかなければ、かけるのに実は困つておるような状態にあるのではないかと考えております。ただ私もしろうとでありまして、はつきり申し上げかねますけれども、きのう申し上げたように、人のやっておるのをそのままそれはいいだろうというのでやつたところは私の不注意があつたといふことは申しておるのであります。

しかし私の考えとしては、従来農馬にサラブレッドの血を入れていかなければいけないというのは、サラブレッドのかけるといふことではなしに、あの敏感で利口なところが必要じゃないかといふような点から、サラブレッドを入れておると思つてあります。

私はよくわかりませんが、従来馬の品種改良上サラブレッドの血液を入れておるのは、そういうわけではないかと思つてあります。私は専門家ではないから、これはよくわかりません。

○淡谷委員 農林大臣としての河野さんに大いに敬意を表しますから言つてですが、そういう認識では、日本の農政を非常に誤る、特に馬政を誤る、馬政を誤るだけではない、今度のようにならざる懸念が生れます。利口で頭のいいものはだめなんです。人間でもそうです。頭が非常によくて利口であれば、今のような非常に困つた日本の農村では暮していけない。サラのこういう性格は、農馬としてはむしろ欠

点になりこそすれ、特徴にならない。もっと鈍重な方があつた方がよろしい。そうでなければ耐えられないのです。馬のように働く人さへあるのですから、そんなところに優秀なサラが耐えると思つたら、とてもない間違ひです。あなたはそういう観点でサラブレッドのお入れになったのですか。

○河野国務大臣 先ほど来申し上げましたように、私はしろうとで、専門家でございせんから、そういう点はよくわかりませんが、従来それを入れておるのはそうじゃないかと実は思つておつた、こういうことでございまして、むしろサラブレッドは農耕馬の改良上必要がないといふところに、私の知識で改良上必要であるといふ一項を入れるほど私は大胆ではございせん。それはむしろ専門家の技師の諸君が研究されたことによつてやらるべきこととてございします。私がきめるべき領分ではないと思つております。

○淡谷委員 種馬に使うといふことになれば繁殖能力は非常に必要なんです。が、かけらせる能力はあつても、繁殖能力の検定はやつてゐるのですか。これは局長でも大臣でも、どちらでもいいです。

○渡部(伍)政府委員 それはその馬の先祖を調べますれば、一応の標準は出てくるわけでありまして、当然そういうところも考慮に入れておるわけでありまして。ただし、競馬に長く使つてしまつた繁殖能力が落ちることは御承知の通りであります。

○淡谷委員 この前にも一べん通産省の方に、同僚の委員から話があつたのですが、通産省の通達では競馬用の馬は不要不急と認めて割当をしないといふ

ので、政令昭和三十年四月二十二日が出ておる。これを調べましたら、通産省の方では、そういう詳しいことはわかれにはわからないと、大臣と同じような答弁をしておりますが、農林省の方で差しつかえないとなればこれは入れることが当然だ。こういう答弁だつたのですが、農林省の、特に畜産局長あたりは、今までの競馬用の馬をそういう観点から農馬改良のために必要だといふふうにしてお入れになったのなら、これは馬種によらず、使用目的さえ農馬改良用であるといへば、どんな馬でも入れますか。トロッター、ノルマン、アラブであらうが、サラであらうが、馬の性格、馬の種類に関係なしに、その本人が農馬改良の種馬にするのだといふ目的さえきまれば、どんな馬でも入れるというのですか、この点をきつてもらいたい。

○渡部(伍)政府委員 これは今までのところは、馬としましては、サラブレッド種、アメリカン・トロッター種、アングロ・アラブ種、アングロ・ノルマン種、ブルトン種、ペルシエロン種、この種類を一応種馬として、輸入許可の範疇に別表に掲げてありますように、やつておるわけでありまして。この範囲の中では、当時の外貨状況等、それから実際の必要性から見て、外貨の許す限り、それからまたこちらの必要に応じて許さなければいかぬと思つてます。

○淡谷委員 長 そういうふうな立場から許可をいたしましたトロッター種は、現在どういふふうに使おうといふのですか。やはり二年間競馬をやらして能力検定をやるのですか、それともそのまま種馬としての育成の仕方をするので

すか、どつちですか。

○渡部(伍)政府委員 これは前年二十頭入れておりますが、これは阪神、中京、小倉、京都、四所所今二九年の能力検定に使つております。三十年に今度入れますものも同様に使つていく、こういうことにしております。

○淡谷委員 これはいろいろ言ひますけれども、農家が繁殖用の種馬として使う場合、今の優秀な競馬馬は非常に高いのです。競馬で一もつけなければ安く払い下げはできないから、一もつけさせるのだといつたような経済的理由はございせんか。

○渡部(伍)政府委員 これは先般トロッターを輸入するとき、通産省の方に出した書類の中にも、トロッターは原産地における価格が比較的高いので、日本の零細農民個人の資本力では独力で購入することはできないから、購入資金の一部を馬主団体に負担せしめる、一定期間、すなわち二年間能力検定のため競走に出走を認めることは、直接種馬に使用する馬種の輸入を実現することができる妙味がある。こういうふうな、購入する農家の負担をある程度安くする意味も含めておるのでございします。

○淡谷委員 今のトロッターの件ですが、これはやはり二年後には農馬として払い下げますか、それから払い下げの価格は幾らにしますか、また入札にでもしますか。

○渡部(伍)政府委員 これは当然種馬として二年後には払い下げます。これは軽種馬協会、トロッター協会の方で所管しておるわけですが、まだはつきりどうしようといふことはきめておりませんが、おそらく入札になるのでは

ないかと思ひます。

○淡谷委員 トロッター協会というのが新しくできていますが、それとも古いトロッター協会なのですか、本質をばつきり私はお聞きしたい、種馬々々と申しますが、トロッターを入れたのはトロッター協会、サラを入れたのは中央競馬会、そうしますとほんとうに農馬を持つております牧場主なりあるいは農村の協同組合等は申請してない、そうすると目的が種馬であつても、当面これを引き受けるのは全部競馬屋さんです。一体トロッター協会というのはどういふ性質を持った協会ですか。

○渡部(伍)政府委員 軽種馬の生産者が、トロッターの繁殖育成をはかりたいといふ人が寄つて作つてゐるわけでありまして。

○淡谷委員 それだけじゃわからないのです。いつ創立になりました、どういふ連中が幹部になつて、何の目的でいふことをもつと正確にはつきり聞かしてもらいたい。

○渡部(伍)政府委員 二十九年三月一日に設立されました。昨年度はこの協会と関西馬主協会が二十五頭入れたのであります。今年度はこの協会が日本競馬会に輸入の業務を委託しておるのであります。この役員は軽種馬協会の会長広沢氏が会長をしまして、あとトロッターの育成者が会員になつております。会員の数は約四百名であります。

○淡谷委員 馬を繁殖させるという目的がほんとうなのですか、トロッターを入れて競馬をやらせるといふのがほんとうの目的なのですか、どつちなんですか。

○渡部(伍)政府委員 協会の会則を申し上げますと、第三条に、「前条の目的を達成するため、左の業務を行う。日本トロッターの蕃殖、育成、改良の調査研究並びに指導奨励に関する事項、速歩競走の健全なる発達に関する事項、種牡馬の繁殖及び配合の調整に関する事項、種牡馬、種牝馬の購入及び産駒の売買輸送に関する事項、速歩馬及び速歩競走に関する図書雑誌の刊行に関する事項、会員の親睦、福祉、及び厚生に関する事項、その他……」
○淡谷委員 トロッター協会の発足は大へん新しいようですが、会員の中に、農林大臣のように農場でも持つて、十分そこで馬の繁殖をやろうという実績のある人がおられるのか。
○渡部(伍)政府委員 当然馬産地の有力者が入っております。
○淡谷委員 馬産地の有力者と申しますが、これは御承知の通り最近は大分、農馬の繁殖をさせましても馬産家は引き合わないのです。普通の農馬が一体幾らくいるか、これだけには幾ら競馬だけに熱心な農林大臣もわかりだろと思う。従って農家の間にも、競馬馬として馬産をやろうという傾向が強いのですが、地方の馬産家の中にはそういう人が多いいやないですか、どうですか。これは私はここで、はつきり申し上げますが、農家の経営上農馬の繁殖よりは競馬馬の繁殖の方が有利だと考えている人がある。もしそういう傾向があるならば、これを一つの問題点として十分考慮する必要があります。競馬をいつまでも農馬の陰に隠れたものとして考えないで、競馬をやるなら競馬をやろうというよう

に、もっと大胆明朗にその有用性を説き、はつきりこの繁殖をするような方向にいつていいじゃないですか。どうですか。
○渡部(伍)政府委員 そういうお説も出るかと思いますが、先ほどちょっと大臣からお話がありましたように、どうしても日本の農業経営の状況からいまして、昔の軍馬に必要なほどの頭数は要りませんけれども、幾ら機械化が進みましても一定数の必要がある。従って農業政策としては、やはり農馬の改良にウエートを置かなければならぬ、こういうふうな考えです。競馬馬と農馬との関係をはつきりそういうように割り切るということ、そう簡単にはいかないじゃないかと思うので、そういう点は十分検討しなければいかぬと思います。
○淡谷委員 トロッターを種馬に使うということは、トロッター協会が発案したのかあるいは畜産局あたりが暗示を与えたのか、この点はどうですか。一体畜産局として、トロッターという馬は新しい農耕馬の繁殖用種馬として適当であると考えられたのですか、あるいはまたトロッター協会が入れたというから無条件にこれを入れたのか、どっちですか。
○渡部(伍)政府委員 これは御承知のように、戦争中は軍馬が目的でありまして、何とか非常に大きい馬でありました。昭和二十六年の新しい馬の改良生産方針の中にトロッター、ブルトンというものを新しくいいますか、再度取り上げまして、十勝あるいは若手県南の中心地を圍にしまして発展させたい、こういうふうな考えておるので

あります。昭和二十六年から農林省の馬の改良方針の方ではつきり取り上げられたのであります。
○淡谷委員 従来の競走馬で実際に種馬として農家に払い下げたのは何頭くらいありますか。
○渡部(伍)政府委員 競走に出た種牡馬の方はほとんど競馬をやめてから種に使われております。しかし長く使っておりましては種牡馬としての有効期間はあまり長くないようでありまして、種牡馬の方もそれぞれ農家に購入されて、やはり種牡馬として使われておるようであります。正確な数字は手元にありませんので……
○淡谷委員 資料としていただきました。これは今言いました通り、競走馬が種馬として払い下げられた数、並びに価格、これを出していただきたい。それからこれは非常にむずかしい計数だろと思うんですが、事の本質に關しますからあえてお願いしたいのです。この間の畜産委員の質問に對しまして、農林大臣がトロッターの雄が五頭、雌が二十五頭、これは近親繁殖を避けるために必要な数であるという答弁をされておる。その後雌が二十九頭、雄が一頭に変つておる。私たちはこれを為替のワクをとるために変えたのだと考えておりますが、あくまでも近親繁殖を避けるために五対二十五という数が必要で、さらに農林省の方では論を出されたのか。一体五対二十五という雄雌の比率はどういうふうな関係で出てきたのか。この雄雌の数と近親繁殖との関係について、専門的なデータの一つお出し願いたい。今御答弁が

できるようなそれでもよろしい。
○渡部(伍)政府委員 これはそのとき御答弁がありましたように、大体の目安でありまして、そんなに数学的にぴちちと出るものではないのであります。そういう範圍で、現地でいいものを物色したいというふうな、こういう程度であります。
○淡谷委員 一休血を更新する場合は雄馬の方が更新率が高いでしょう、これはこの間からの各委員の質問でもはつきりしております。一頭しか子を産まない雌馬の更新と雄馬の更新の度合いというものは、私は違ふと思うのですが、それをわざわざ雄馬を予定しながら数を減らしたの、近親繁殖は困るから減らした、近親繁殖を避けるために五頭にするとおいて、これを減らしておる。こういう点などはよく然とした数字では納得ができません。これは価格の上でもはつきりして、為替のワクを余すのならばはつきりしてありますが、近親繁殖で雌を多くしたということはどうしても認められない。
○渡部(伍)政府委員 私の方ではこの程度ならいいと思つておるのであります。なお資料として、あとで数字について一応の試算をしてお示しいたしたいと思ひます。
○神田(大)委員 関連して、畜産局長にちよつとお尋ねしますが、種畜の問題であつたのは、雌の種畜であるということをおつたおられましたが、家畜改良増殖法の第三条には、種畜とは雄をいふとはつきり明文化してあるのです。この点についてあなたはどうお考えですか。
○渡部(伍)政府委員 家畜改良増殖法

には、「この法律において種畜とは、牛、馬その他政令で定める家畜の雄であつて、」ということを、この法律としておつておられます。
○神田(大)委員 しかればあなたたちは、法律によつて雌だの雄だの定義が異なるのですか。
○渡部(伍)政府委員 それぞれの法令によつて定義を変えております。
○神田(大)委員 しかし種畜というものは雄をいふというのです。あなたが言う、いわゆる畜産局の通達によるところの種畜というものは、増殖を目標にしてゐる、家畜改良増殖法に基づく種畜であるのだから、明らかに種畜というものは雄ということに定義がはつきりしておるのではありません。それを何とか言ひのがれようとして、雌だの雄だの、雌でも種付できるだろう、そういう言ひわけをするということは、それはだめだからぬと思う。そういう点についてはあなたたちは、實際間違つた間違つたとはつきりと言ふべきなのを、われわれがしろと——私はしろとですよ。しろとでなければ、こういう法文にちやんと明瞭に出てくるものでも何とかして言ひのがれさうという、そういう心構えははなはだもつてけしからぬと思う。その点についてはおつきりと君は弁明していただきたいと思ひます。
○渡部(伍)政府委員 輸入公表の中には、種畜にあつては改良技術、施設及びその種畜を十分に活用する能力とかあるいは家畜の種類及び品種には輸入家畜の改良及び品種は農林省畜産局が定める畜産振興計画に適合する(別紙)でなければならぬ、そういうのがあるのであります。この家畜改良増殖

法というのは種付を効果的ならしめる、すなわち雌を保持して交配し、もたらうために、その種がまずければ不測の損害を与えるから、この種畜の雄を優良性を確保することを目的としておる法律であります。従いましておしかりがありますけれども、たとえば種馬統制法というのが昭和十四年にあります。この中では、馬の改良増殖をはかることを目的として、政府は優良種馬たるべき資質ある馬を選定するといふようなこともあります。それから、これは古いところから順次申し上げますれば、明治二十九年の種馬牧場官制による種馬牧場では種馬を多数つないでいた。それから大正、昭和とずっといきまして種畜あるいは種馬の中には両方が入っておるのがあります。従いましてこの家畜改良増殖法だけを取り上げてその言われても、全体のことをさすことにはならないと思ふのであります。

○神田(大)委員 あなたがどうしてもそういう強弁をするのでは、私はきょうはこれで終りにしようと思つたのだが、またあとでゆつくりとあなたとやります。それで、十分か二十分という時間の制限がありますが、あなたが種畜といふものは雌をいうというこの法律を、どんなに弁解したつてこの法律は直らない。種畜といふものは家畜改良増殖法に基く種畜なんです。それは、河野農相がいわれる種畜として輸入したといふのは、家畜改良増殖法に基く種畜とするために輸入した。だからこの法律に当てはまらなくちゃならない。この法律では種畜といふものは雌をいうといふことがはっきりしているのに、それでもあなたがいろいろと

弁解をするなら、私は質問を通告してありますから、あとでゆつくりあなたにいろいろ話を聞かしてよう。

○日比野説明員 今の御質問、今度のあの馬の場合でございますか。

○神田(大)委員 今度の馬の場合の外貨割当。

○日比野説明員 申請書は出ております。外貨資金割当の……。

○神田(大)委員 今度の河野農相が持っておるといわれるサラブレッドの輸入外貨の割当の申請書が出ていますか。

○板垣政府委員 サラブレッドの分については出ていないわけですが。

○神田(大)委員 河野農相は、私の質問に対して、この申請書を出しておる申請人はだれかといつて聞いたら、日本中央競馬会であるという答弁をこの前あなたはしておるのです。通産省の答弁とあなたの答弁と食い違つておりますが、どうでしょう。

○河野國務大臣 昨日芳賀さんからお尋ねになりましたように、それについては十分調査をいたしまして、間違えといけませんから、お答えいたしました。こう申し上げたわけでありまして。

○神田(大)委員 そうすると、この間私が質問したことに対し、日本中央競馬会が申請人になつて外貨割当をしたといふことは、それはどうなんですか。

○河野國務大臣 そういう点だと思ふ

のであります。また間違えるといけませんから、よく調べてお答えいたしたいと思ひます。

○神田(大)委員 通産省関係にお聞きしますが、それではトロツターの申請書に品名、型あるいは銘柄といふものを申請書には書くことになつてゐるのですか、この型と銘柄は何と書いてありますか。

○板垣政府委員 申請書には書く必要はないわけでございます。申請書にはライヴストック、すなわち家畜たる馬といふことになりまして、そのうち約三十頭の馬を入れるといふことになりまして、それに対して十萬ドルの外貨割当をしたわけでありまして。従つてただいまのサラブレッドの問題につきましても、申請書はありませんが、割当の範囲内において買つたわけでございます。

○神田(大)委員 これが一番大事な点となんです。輸入貿易管理規則の第五条に、輸入管理令第九条第一項の規定によつて、別表第四に定めた様式によつて外貨割当の申請書を出さなければならぬといふことが書いてあります。この別表第四には、型と種類を書くことにちゃんとなつてゐるじゃありませんか。あなたは専門家だから、そんなことはわかつてゐるはずですよ。

○板垣政府委員 ただいまの答弁はやや間違ひましたが、私の申し上げましたのは、外貨割当につきましてはそういうふうになつておる。従つて外貨割当の前提となる申請書は出てゐるわけでありまして。

○神田(大)委員 そうなつておつても、それを書いていない。あるいは書いてあるとすればどういふふうに書いて

てあります。お尋ねします。

○日比野説明員 申請書につきましては、「品名」「型および銘柄」「数量および単位」全部入つておりますが、実際に割当をいたしますときには、従来の慣行によりまして、品名の点だけドメスチック・アニマルでありまして、あとは為替割当金額が十萬ドル、こういう二つの欄だけ打ち込むのが従来の慣行になつております。

○神田(大)委員 これはどうも、書くことになつてゐるのに従来の慣例で書かないといふ、そういう解釈の仕方はないと思ふ。法律でちゃんと書かなくては、書くようになってゐるのを書かないで、それを慣例で書かないといふ、そういう解釈はわれわれは納得できない。しからば、外貨割当するとき、これに発注書といふものがついてゐるわけですが、発注書には品名と型といふものが書いてあるわけですが、それには何と書いてありますか。

○板垣政府委員 ただいま申し上げました通り、申請書には今御指摘の通り、品名、型、数量が出てゐるわけでありまして。その「品名」は「実畜たる馬」、「型および銘柄」は「馬」、「数量および単位」は「約三十頭」といふことになつております。外貨の割当につきましては、慣例といひますか、ただいまの御質問とは趣旨が違つてあります。

○神田(大)委員 今の答弁はまことに聞き捨てならぬ答弁です。重大問題です。あなた方自分が法律を忠実に実行し、しかもそれを見守らなければならぬ立場の人が、法律をごまかすことを認めるような、そういう態度であると思ふ。品名が馬であるといつて、型、銘

柄が馬であるといふ、そういうばかにした話があるにありませんか。一体実際にそれにそう書いたかどうか、その発注書を出して、見せてごらんない。そんな論を弄してはいかぬ。

○板垣政府委員 法律をごまかすと言われましても、決してそうでない、法律の通りにやつてゐるのでございます。ただ品名、型等の書き方は従来のいふふうになつてゐるわけでございます。

○神田(大)委員 これは品名と型と銘柄と、こういうことをここに書き入れることになつてゐる。品名は家畜である馬、型にはその種別を書かなくてはならぬ。それをどうして種別を書かないのです。一体型と品名といふものはどういふものか、それから聞きます。

○板垣政府委員 それはものによりましては非常にこまかく型を書くこともあります。馬のごとく税関のコード・ナンバーになつてゐるのは、大体馬といふことになつてゐるのが従来の慣行であります。

○神田(大)委員 そういうことを言うなら、もつとずっと聞きます。時間の制限なしにやりますよ。型と品目をあなたたちは馬でいいというなら、競走馬を輸入してはならぬといふことをどこであなたは見分けます。それを聞きます。

○板垣政府委員 競走馬を入れるとか入れないといふ問題は、馬の場合には通産省と農林省とで編成をしておりまして、割当会議の内部基準でございまして、ことに馬のような問題の場合には、主務官庁が指導をいたすことになつておるわけでありまして、外貨割

そのものの形式は、従来通りこういうような形になっております。

○神田(大)委員 あなたの言うように法律第五条を解釈すると、品目も馬である、型も種類も馬である。それでは競走馬を割り当てないという区別がつかないじゃないですか。それはどうするのです。

○板垣政府委員 先ほど申しましたように、ものによってはこまかいのもあります。家畜については従来こういう慣例になっておまして、その内容について、ある一定時期においては、ある事情で、たとえば競走馬を入れないというときは、主管省である、馬の場合には畜産局が主になって指導をするというところで処理をされておるわけでございます。

○神田(大)委員 あなたの答弁ではどうしても納得いかないのです。品名も馬である、型も種類も馬であるということであれば、外貨の割当を競走馬にやっつけてはかぬという場合に、あなたはそれをどこで区別をするのです。あなたが言ったように、ものによってはいろいろなこまかく替くが、馬の場合には型も馬、品名も馬、そういう理屈は世界広しといえどもこれでは通らないでしょう。これはどうですか。

○板垣政府委員 これは法律に違反しているわけではございませんが、従来の慣行でございまして、特に日本の輸入制度上絶対に入れないといけないものはつきりと替かれますけれども、馬の場合の競走馬を入れていいか入れていかぬかという問題は、そのときどきの外貨事情なり、あるいは畜産行政上の問題でございまして、それはそれぞれ主管省においてそのた

びごとに行行政指導をすれば足りるという意味で、こういうことになっておるのでございませう。(了解、了解と呼ぶ者あり)

○神田(大)委員 了解ごろの候じゃない、これは。

○板垣政府委員 了解ごろの候じゃない、これは。それでは、通産省農水産課の通達というのをあなたたちが出しているのですよ。あなたたちが競走馬は割り当てしないということを通達しているのですよ。その通達に違反してもいいということですか。競走馬も馬であれば輸入してもいいということになれば、あなたたちは自分で作った通達に、自分で違反するということになるのですか。

○神田(大)委員 その点はいいと申し上げてないのであります。私も、前に御答弁申し上げました通り、当初においてはトロター種が入るものと了解しておりました。しかしその後畜産局の中で外貨の余裕が生じたので、種馬たる競走馬を若干入れるということに変更されました。その際当然実は農林省から私どもの方に連絡があるべきであります。この行政上の連絡がなかった点はなほ遺憾でござい

○神田(大)委員 連絡があるないじゃない。あなた方は協議をしてこれをやらなければならぬ。農林省の畜産関係の人と、通産省の通関関係をやってい

○板垣政府委員 今度の場合を申し上げますと、さきにトロター用として十萬ドルの割当がきまつたわけで、これは農林省と通産省で編成しております。割当会議できまつたわけでございます。その割当後において、買付事情にかんがみて余裕ができた。従つて、その主管いたします畜産局で二、三頭種馬たるサラブレッドを入れるということにきめられたわけでござい

○神田(大)委員 それではあなたたちは発注書並びに申請書に種別、種類を書かないで、そうしてトロターを輸入するんだという話は聞いたけれど、外貨が余つたので、あとでサラブレッドにした、そういうあとで余つたので直すという、その直す場合に正規の手続を経ないのは、これは外国為替管理規則の第五条に違反する。それで

○吉川(大)委員 本件にしましては、後日適当な機会にあらためて質問を続行することにいたしたいと思います。

○吉川(大)委員 農林省は二月二十三日に中央漁業調整審議会を開いてその答申を求めて、従来自由漁業であつたはえ

○淡谷委員 今の神田委員の関連質問に見ましても、この問題は決して来るところに来ておりません。農林大臣は昨日あつさり頭を下げたと思つたら、為替管理についてはお詳細に調べた上というだけで、ただ他人に馬を譲つたというだけで、いわばスカーレット嬢に対する告別のあいさつにすぎなかつたという気がいたします。これは十分追究する必要があると思ふ。あなたは馬を譲つたという告別のあいさつをされた。しかしほんとうの為替管理に対する問題はきまつておりません。あなたは調べてから答弁すると言つてお

○吉川(大)委員 農林省は二月二十三日に中央漁業調整審議会を開いてその答申を求めて、従来自由漁業であつたはえ

○吉川(大)委員 農林省は二月二十三日に中央漁業調整審議会を開いてその答申を求めて、従来自由漁業であつたはえ

○吉川(大)委員 農林省は二月二十三日に中央漁業調整審議会を開いてその答申を求めて、従来自由漁業であつたはえ

○吉川(大)委員 農林省は二月二十三日に中央漁業調整審議会を開いてその答申を求めて、従来自由漁業であつたはえ

○吉川(大)委員 農林省は二月二十三日に中央漁業調整審議会を開いてその答申を求めて、従来自由漁業であつたはえ

○吉川(大)委員 農林省は二月二十三日に中央漁業調整審議会を開いてその答申を求めて、従来自由漁業であつたはえ

○吉川(大)委員 農林省は二月二十三日に中央漁業調整審議会を開いてその答申を求めて、従来自由漁業であつたはえ

経まして、サケ、マスのはえなわ漁業

ます。

ちつと把握ができますと、われわれの

との調整も考えなければならぬという

見を聞けば自由にやってよろしいか、

につきましては、現在の主漁場におい
て、サケ、マスの流し網漁業者が千ば
い以上も操業しているという状態もこ
さいますので、それとの調整もござい
ますし、またその系統の資源は太平洋
のまん中を北上いたします資源とは別
で、それほど資源量が多くないという
状態もございまして、この点について
これを許可漁業とするのが適当ではな
いか、こういうふうな形で中央漁業調
整審議会の意見を徴したわけでありま
す。その結果中央漁業調整審議会にお
いては、十トン未満のものは、これは
沿岸性のものであるから別に許可制を
とらなくてもいいだろう、十トン以上
のものを許可制にするというふうなこ
と、それから上の限度は四十トンが適
当であろうけれども、その点について
はもう少し技術的に水産庁の方で検討
してみてきた方がいだろうかという
ようなこと、それから許可すべきもの
は、はえなわ漁業のほかに、ひきなわ
を入れるのが適当であろうというよう
なこと、許可につきましては、実績船
については当然認めるべきものである
けれども、できるだけ沿岸の漁業者、
ことに漁業組合等がやりますもの等
については、あまり過剰になることは好
ましくないけれども、ある程度認めて
はどうかというふうな答申がございま
して、その後各県の状態その他をす
と検討しております、最近サケ、マ
スの流し網漁業の取締り規則を一部改
正いたしました、はえなわ漁業を十ト
ン以上のものを許可制にしたいという
ふうな中央漁業調整審議会の答申の線
に沿ひましてやって参りたい、こうい
うふうな考えておるわけでございます。

○日野委員 今の説明で大体はつきり
した点は、十トン以下は農林大臣の許
可とする、十トン以上のものは府県知
事の許可にするか、あるいは自由操業
にするか、その点はまあ決めたのです
か、それとも五トンまでは自由操業の
で、それ以上は府県知事の許可事
項にするか、その点はどうなんですか。
○漁見政府委員 十トン以上のものは
は、総括的に府県の規制にまかせると
いうことでございます。船鑑札等の関
係がございまして、府県の方で事務手
続上、府県が規制する場合も、ほかの
方の漁業等も見まして、五トン未満の
ものについての規制をしないような場
合もございまして。そういう問題があり
ますから、一括して府県知事の規制の
方に一任しております。

○日野委員 そうして制限した場合、
完全に準備をして出漁しようと思つて
おる漁船は、水産庁の調査ではどのく
らいあるのか、そのうちどのくらいが
操業ができて、どのくらいが操業不能
に陥っているのか、その点を一つ明ら
かにしてもらいたい。
○漁見政府委員 準備船につきまして
は、これは調査の方法が非常にむずか
しゅうございまして。それで各県で業者
の方から準備したというものを取り次
いで参りましたものがございます。こ
れは準備をどの程度したかという点に
ついては、果の方でははつきりといつ
か、たとえばえさを買ったといつ
ても、漁期全体のものを買ってあるか
買っていないか、また買っていないけ
れども、準備をしておるのだというよ
うなものもありまして、県でなかなか
把握ができないわけです。それがき

つと把握ができますと、われわれの
方でも方針がきめられやすいのです
が、その方も県と再三打ち合せたので
すが、非常に困難です。現在県の準備
がきちつとできたというふうな立場で
ばなしに、ある程度のそういう心がま
えて、ある程度のところであつたとい
言っている希望船、そういうものと、
それからほんとうにあらゆる準備をし
たものと両方ございまして、私が、私
どもの方では、まだきちつと準備をし
たというものを正確に当り得ません。そ
れで希望船の方を申し上げますと、約
千百はい、あるいはその後に幾分の増
減があるかもしれませんが、大体千百
はい、これは今まで行きました実績船
約百ばかりを含んでそのくらいになつ
ております。

○日野委員 中央漁業調整審議会でも
秘密会か何かで補償の問題がやかまし
く話が出たということですが、制限を
されて操業不能に陥つたものに対する
補償について、水産庁は何か考えてお
りますか。その案がありましたら……
○漁見政府委員 水産庁の方でいたし
ましては、これはもし情勢が非常に早
くわかつておるとか、われわれも早
く手がか打てれば、漁業者にもそう御
迷惑にならないかと思つて、昨年中にも
先ほど申し上げましたような形から、
四十八度以南の流し網の船が独航船に
繰り上つた関係でその船が残つた、そ
の点も加わつて、それから各県の試験
場等で北洋の鮭鱒がもうかるという声
が非常に広く広がつたために、本年に
なつてから急速に出た関係で、われわ
れの方としては現在やつてゐる漁業者

と、非常に立場は苦しかったわけ
ですが、許可制をとつたというふうな経
緯から見まして、十分に準備をやりつ
つあるような漁業者に対しては、これ
は実損害が生じないようにできるだけ
の努力はいたしてみたい、こう考へて
おります。これはできるだけの処置
を——ただ具体的に船を改造したと
いうふうな部分とか、あるいはえさを
買ったとか、なわはまだ作つていない
けれども、網糸の糸を買つたとかい
ろいろな実態はございまして、こ
れは県当局等とも十分検討した上で、
実損害が生じないような万全の処置を
とりたい、こう考へております。

○日野委員 実損害が生じないよう
な万全の処置というば、然としたこと
ですが、大体これは漁業法の六十五
条による漁業調整の規定でやつたの
だろうと思つて、この規定は「主務
大臣又は都道府県知事は、漁業
取締その他漁業調整のため、左に掲
げる事項に必要の省令又は規則を
定めることができる。」それでこれら
の条項があげられてゐる。これは罰則
を伴う省令になるわけだが、当然これ
は自由漁業でやり得るのだから、準備
をして漁業をやろうと思つてゐるこ
ろに、突如として、今の説明でも明ら
かに、制限する必要がある、しかし制
限する必要は水産庁長官の説明ではあ
まり明確な感じがしない。憲法に認め
られた自由漁業の権利がここで重大な
制限を受ける。しかもこの六十五條の
関係では、農林大臣は「第一項の省令
を定めようとするときは、中央漁業調
整審議会の意見をきかなければなら
ない。」とあるが、それならば審議会

の意見がきかなければならぬとい
うふうな問題が起るわけござ
います。これをこの通りに解釈してい
くと、何でも審議会の意見さえ聞
けば、何でも自由に表向きは見え
るけれども、これは重大な一つの権利の侵害に
なるのであつて、しかもあなた方が
やつたのは二月の二十三日に中央漁業
調整審議会を開いて、二十七日にはす
でに中止の通達が出てゐるはずであ
ります。こうして全く寝耳に水に、漁業
者に対して一応これをやるとするなら
ば、重大な損害を与えないような処置
をとらなければならない、明確な補償
の方式をきめておかねばならないの
ではないか、こういうことで、いつも
大臣の権限でもって、憲法が保障する
国民の自由権が剝奪される、こういう
ことになるならば非常に危険なこと
であつて、この六十五條の規定という
のは官僚の独裁に陥らないために調整
委員会という項を設けてあると解すべ
きであらうと思つてあります。こう
いう案件はここの一月ごろというな
ら、去年中からよく周知徹底せしめ
て、用意をしないところであればよろ
しいが、この準備をしてもう充足し
ようとしてゐるときに、突如としてこ
うやられるということになれば、当然こ
れは損害を見て補償してやらなければ
ならない義務があると思つて、これは憲
法がまかせた大きな大臣の権限である
が、権限が大きければ、その裏には大
きな義務がある、その義務履行に対す
る補償の方法として、できるだけ実損
害のないように考へてやろうというよ
うなことでは、きわめて不十分であ
つて、生業というものが非常に不安に
さらされると思つて、長官はこの損害を

見を聞けば自由にやってよろしいか、
こういうことの問題が起るわけござ
います。これをこの通りに解釈してい
くと、何でも審議会の意見さえ聞
けば、何でも自由に表向きは見え
るけれども、これは重大な一つの権利の侵害に
なるのであつて、しかもあなた方が
やつたのは二月の二十三日に中央漁業
調整審議会を開いて、二十七日にはす
でに中止の通達が出てゐるはずであ
ります。こうして全く寝耳に水に、漁業
者に対して一応これをやるとするなら
ば、重大な損害を与えないような処置
をとらなければならない、明確な補償
の方式をきめておかねばならないの
ではないか、こういうことで、いつも
大臣の権限でもって、憲法が保障する
国民の自由権が剝奪される、こういう
ことになるならば非常に危険なこと
であつて、この六十五條の規定という
のは官僚の独裁に陥らないために調整
委員会という項を設けてあると解すべ
きであらうと思つてあります。こう
いう案件はここの一月ごろというな
ら、去年中からよく周知徹底せしめ
て、用意をしないところであればよろ
しいが、この準備をしてもう充足し
ようとしてゐるときに、突如としてこ
うやられるということになれば、当然こ
れは損害を見て補償してやらなければ
ならない義務があると思つて、これは憲
法がまかせた大きな大臣の権限である
が、権限が大きければ、その裏には大
きな義務がある、その義務履行に対す
る補償の方法として、できるだけ実損
害のないように考へてやろうというよ
うなことでは、きわめて不十分であ
つて、生業というものが非常に不安に
さらされると思つて、長官はこの損害を

見を聞けば自由にやってよろしいか、
こういうことの問題が起るわけござ
います。これをこの通りに解釈してい
くと、何でも審議会の意見さえ聞
けば、何でも自由に表向きは見え
るけれども、これは重大な一つの権利の侵害に
なるのであつて、しかもあなた方が
やつたのは二月の二十三日に中央漁業
調整審議会を開いて、二十七日にはす
でに中止の通達が出てゐるはずであ
ります。こうして全く寝耳に水に、漁業
者に対して一応これをやるとするなら
ば、重大な損害を与えないような処置
をとらなければならない、明確な補償
の方式をきめておかねばならないの
ではないか、こういうことで、いつも
大臣の権限でもって、憲法が保障する
国民の自由権が剝奪される、こういう
ことになるならば非常に危険なこと
であつて、この六十五條の規定という
のは官僚の独裁に陥らないために調整
委員会という項を設けてあると解すべ
きであらうと思つてあります。こう
いう案件はここの一月ごろというな
ら、去年中からよく周知徹底せしめ
て、用意をしないところであればよろ
しいが、この準備をしてもう充足し
ようとしてゐるときに、突如としてこ
うやられるということになれば、当然こ
れは損害を見て補償してやらなければ
ならない義務があると思つて、これは憲
法がまかせた大きな大臣の権限である
が、権限が大きければ、その裏には大
きな義務がある、その義務履行に対す
る補償の方法として、できるだけ実損
害のないように考へてやろうというよ
うなことでは、きわめて不十分であ
つて、生業というものが非常に不安に
さらされると思つて、長官はこの損害を

当然補償しなければならぬ、こういう觀念に立っているのか、できるならばしたいという考えに立っておるか、この点は一つ大臣から伺っておきたい。こういうケースのものは今後も起り得る、それに対し大臣として損害補償をどうするか。

○河野國務大臣 お説の点は実は前年の出漁引き揚げ後に、直ちにこの処置がとられれば私は妥当であったと思うのであります。ところが遺憾ながらた

だいま長官から御説明申し上げました通りに、今年の出漁の形態を多少変えましたために、そこに多少の余裕もあるやに思われる人ができてきた、そこでそういうものを計画される人もできてきたというふうな誤解もあったと思うのであります。そういうことでござ

います、事情のいかんはともかくといたしまして、準備をせられて、それが実損害を与えるということになればおのずから考えなければなりません

が、行政指導の面におきまして、できるだけ損害を不当に与えないようにしていききたい、そうして最後にどうして具体的にこれだけの損害が起つてきたということになれば、それはそのときに当然考えなければならぬと思

います。

○日野委員 今大臣の答弁されるように時期的にもこれは水産庁に大きな手落ちがあった、もっと早ければ損害を少く済ますことができたが、出漁直前

になってそういう処置をすることに

なったという点に水産庁の大きな責任があったと思う。

もう一つはこれはもっと妥当な理由、独航船に繰り上ったという理由、乱獲、魚族保護というようなことは大

きな理由になるが、水産庁は従来鮭鱒漁業については乱獲ではないという一

点張りで通しておるはずであります。そうならば憲法の規定する自由権を制

限し得る場合は、公共の福祉に反する

という事情がなければならぬはずであるが、今の理由ではどこにも公共の福

祉に反すると主張される根拠がないと思

うが、あなたはどうか考えるか、この点を……

○意見政府委員 この条文は先ほど御指摘になりましたように、漁業法の六

十五条でございまして、主たる理由はここに書いてございまして、漁業

取締その他漁業調整のため、と書いてござい

ますが、主たる理由はやはり漁業調整なのであります。このところは、四十八度以南の流し網の漁場につ

きましては、母船式の漁場においては余

地は相当あるわけです。昨年もあ

ったわけですね。しかしながらこの四十八度以南の流し網の漁場につ

きましては、千四百隻の許可がござい

まして、非常に過剰でございまして、その漁業者の方からできるだけこの過剰な

状態の漁場から母船式の漁場へ転換をさせてほしいという声は非常に強

なわけで、この漁場につきましては過剰になつていてたことだけは言

えると思ひます。そのうちの相当部分を母船式の漁業の方に、資源的に余裕の

ありますという方と転換させたわけ

でございまして。しかしながら転換させたいといつても、過剰の状態を十分に救

い得ない状態で、おそらく千隻前後のもの

が残るといふところ、おそろく千隻前後の

ものがあるところ、おそろく千隻前後の

ものがあるところ、おそろく千隻前後の

ものがあるところ、おそろく千隻前後の

ものがあるところ、おそろく千隻前後の

ものがあるところ、おそろく千隻前後の

ものがあるところ、おそろく千隻前後の

ものがあるところ、おそろく千隻前後の

ものがあるところ、おそろく千隻前後の

うなものにひかれて、たくさん船が殺

殺しにしまつて前よりも操業状態は悪

くなる。そういう危険もありま

すので、既存の流し網の漁業者の千何

ぱいというものの調整は当然はかり

ませんと——少量の船が出るくらいで

済むならば、私の方としては自由漁業

として放置しておいても危険はないと

考えられますけれども、そういう状態

でないのですから、それは近い数が出

るという危険も生じたわけですから、漁業調整上の必要で、それを六十五

条によりまして規則をいたしたわけであ

ります。

○日野委員 漁業調整上の必要は認め

られるけれども、漁業者にとつてみれば、これは重大なる権利制限であり、

自由権の制奪であります。漁業者にとつては、従来自由操業であつた地域

が許可漁業ということになると、権利の制奪になるのであるから、これをや

るためには、もっと明確なる理由と、

もう一つは今のような、時期的に十分

な準備をしてやるのでなければ、これはやり得ないことであつて、もしそれ

を調整上の必要でやらなければならぬとするならば、結局明確なる損害補償

を要するに決つてゐると思ひます。要は、この漁業者といふものは善意の漁業者

で、何らの過失なしに今日権利を制奪される。漁業者からいへば善意、無過失

であります。これをただでできるだけ損害を少くしてやりたいということで臨

むならば、これは将来重大なる禍根を

残すと思ひます。いすれこのことについては何とかきめなければならぬと思

うけれども、明確なる損害補償の方針——

糸あるいは網あるいは中にはチャー

ターをして用意しているものもある

だろうし、船を修繕してこの準備をし

てゐるものもあるであらう。これらの損害を明確に補償するという一つの方

針をきめて臨まなければ、これは重大なことになると思ひますが、その補償の用

意——先刻の答弁では、できるだけ補償を考へるというが、それ以上何かの

補償の用意があるのかないのか。府県と相談してどうにもならなかつたとい

うことで、あなたは無補償でこれを食

ひ逃げするつもりじゃないか、そうい

う点に対するあなたの決意のほどを一

つ伺つておきたい。

○河野國務大臣 先ほど私からお答

えいたしました、今水産庁長官からもお答えいたしました通りに、元来四十

八度線以南の漁場における漁業は、昨

年の事情も十分御承知の通りであり

ますが、あつたやうな事情で漁獲をいたしま

すと、結局共倒れになる、みながよくないといふ事情になるわけござ

います。そういうふうで、表面から解

釈しますれば、私が申し上げました通

りに、こういうものを制限する場合に

は、前年度の漁期の終了後に、来年は

おおよそこうでございましてということ

を言へば、おそろくそういう問題は起

らなかつたであらうというのでござ

います。しかし、この漁場が引き続き前

年通りであつたとすれば、あれだけの

たくさんの方が行つておられたのであ

りますから、今年も行こうという人

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

は、おそろく少かつたであらうと思

が起つてきてどうにもならないという
ようなものに對しましては、そのとき
に考慮いたしたい、こう私は考えてお
る次第でございますから、その点を御
了承いただきたいと思ひます。

○日野委員 ことしのやむを得なかつ
た事情については一応の了解ができる
けれども、しかしこういう問題に對し
ては、重大なる権利の侵害が伴うの
で、補償を十分考へる。もう一つは、
公海自由の原則についてはもっと重大
に考へてもらなければ困る。現に日
本が李ラインの問題で、操業の自由が
奪われるということに対する抗議をし
ておる。ビキニの水爆実験に對して
も、漁業者の出漁の自由をたてにとつ
て主張をしている。北洋の今度の問題
等も、これはあとで審議をしなければ
ならない問題ですが、これらの問題の
交渉等にも当然に公海自由の原則をた
てにとつていかなければならぬとき、
国内で簡単にこういう国民の基本的人
権が侵害されるというようなことにな
ると、これは筋が通らないばかりじゃな
しに、これによつて起る幾多の損害、
政治的な問題等も起るので、これは十
分一つ自由権を尊重する建前において
補償の完壁を期し、そうして今後の漁
業の問題に對処するの用意がなければ
ならぬと思ひますので、私などはでき
ればこの機会に、委員会の皆さんの賛
成を得て何らかの決議をおきたいと
思ふのであります。今度の事件に對し
ては、特に水産庁の天鷹丸の試験の成
績の発表、水産時報等の配布の禁止
等、いろいろあつたやうな格好もあり
、漁民が納得できないものがあるの
で、これらの点については後日十分論
議いたしますが、この重大な問題をそ

う簡単に考へることなく、補償の点は
十分配慮されんことを希望して、質疑
を打ち切つておきます。

○川村(善)委員 関連して。先ほど日
野委員からの、サケ、マス、の延べなわ
の許可をめぐる準備船の損害について
の質問に對して、塩見長官から答弁が
あつたのでございまして、準備船とい
うのは文字通り準備船でありまして、
準備船の中にもいろいろなケースがあ
るのじやなからうか、かように私は考
へるのであります。たとへて言へば、
今まで実際にやつておつて準備をした
者もありまして、それから流し網
の権利等を賣つて船を持つておる、あ
るいは流し網も持つておるというよう
な漁業者で、おそろく準備をしておる
者も相當あるのではなからうか、かよ
うに考へておられます。ところが準備船
に對してはできるだけ実質的損害のな
いように、何とか考へていきましよう
という長官の御答弁でありましたが、
そういういたしますと、いかなるケース
の準備船であつても、やはり実質的損
害を水産庁で責任を負つて解決をつけ
ていかなければならぬということにな
りますが、少くとも準備船といえど
も、流し網の権利等を賣つて船を持つ
ておるからそれで準備をしたのだとい
うようなケースは、実質的損害を水産
庁でなくするやうな責任はないと私は
思ふのであります。と申し上げるの
は、いやしくも漁業者たるものは、流
し網に限りませんけれども、権利を持
たなければ漁業ができないというはっ
きりしたことになっております。その
漁業を経営するだけの権利を与えられ
ており、また持つておる者がサケ、マ
スをとることをやめて、しかも権利を

他に賣つて莫大な利益とかあるは金
にいましめようか、それをつかんだた
めに、その資金をもつてはえなわ漁業
をやろうとするのは私は許すべきで
はない。かように考へております。そ
こでまずその流し網その他の権利を
賣つて、そしてはえなわ漁業をやろう
とする者に権利を許すのか許さないの
か。もし許さないといふれば、その損害
もやはりないやうにしてやらなければ
ならないという、長官の答弁のやうな
責任も負わなければならぬのであり
ますが、そういう者に對しては、実質
的損害がかりにあらたにいたしまして
ないといふ私は申し上げたいのであり
ます。なぜかならば、漁業権というも
の漁業法によつて買得も許されてお
りませんし、それから売買も許されてお
りません。しかるにその許されておら
ないところの法律の裏をくぐつて賣つ
て、同じサケ、マスをとるというやう
な者に對しては、許可も与へるべきで
はないし、実質的損害がかりにあらた
にしても、私はそれは補償すべきでは
ないといふ意見を持つておるのでござ
います。その点について長官はどう
考へましようか。今後そういう漁業権
を賣るがごとき不徳漢に漁業権を与え
るべきではない、漁業もやらせるべき
ではないといふ強い意見を私は持つて
おります。そうでないと、この漁業権
を他に賣つて、その金をもうけたから
またぞろ別な漁業をやるといふこと
になりますれば、一体漁民はどうなる
か。権利といふことは売買が許される
といふことを頭の中に置かれたなら
ば、あなたの方の許可行政は法律がな
いといふやうな考へに漁民がなつて

しまつて、漁業行政の正しいやり方を
ますます破壊するといふことになるの
ですが、長官はこれについてどうい
う考へを持つておりますか。まずその
点を伺いたいと思ひます。

○塩見政府委員 そういふやうな
いふるな実態がございまして、それ
に對しては具体的な例をよく検討した
上で對処したいと思ひます。許可の方
針といたしましては、本年の許可を賣
らなければならぬのに、その方が得
だからといつて権利を賣つたやうな
ういふ漁業者については、許可は、順
位からいへば最もおくれた順位で出
てもらわなければならぬと考へており
ます。違反をやつたやうな人たちはち
ろん除外しなければならぬ。従来の許
可の例によつて処置して参りたいと考
へます。

○川村(善)委員 それからそれに付随
してもう一つ伺ひしておきたいこと
は、流し網の権利を賣つたといふ問題
については、必ずしも漁民ばかりが責
任を負ふものではない。水産庁が、
買つてこい、そして補充すれば許可
をしてやる、いわゆる独航船に繰り
上げをしてやろうという方針をとつた
ことにも、いささかやういふ問題を起
した責任があるのじやないかといふこ
とを、私は水産庁に申し上げたい。あ
るいはほんとうに権利を持つておつて
もやらないといふ漁民があるならば、
これは行政庁ですべからず取り消すべ
きだ。まあ漁民の実情を考へて親心で
売らしたかも知れませんが、結局
局売つた者がまたぞろいふやうになら
な漁業に出るやうなやうなことになる
したのも、水産庁がそういう制度を
とつたからだといふ私は思ひますけれ

も、しかしそれを知つておつて漁民が
賣つて、そしてその金でまたなわを
やるというやうな者に對しては、それ
は今順位云々といつておるが、私は許
可すべきではないといふ議論を持つて
おりますが、いづれこれはひざ詰め談
判したいと思ひます。それから今、準
備船に對してはできるだけ実質損害を
与へないやうにするといふことであり
ますけれども、これはえなわ漁業がど
の程度に許可されるかわかりませんけ
れども、漁場の区域といふものは流し
網漁業の区域と重なるのです。従つて
かつての流し網あるいは今年やるとこ
ろの流し網漁業と必ず摩擦が起きま
す。この摩擦によつて生ずる損害も相
當大きいものだといふ感じがしており
ます。準備船に実質的損害がないやう
にするといふことであるならば、い
ゆる既存の流し網をやつておる漁業に
對して損害を与へた時分には、当然こ
れは国として責任を負うて補償の義務
があるだらうと思ひますが、この点に
ついて水産庁長官はどう考へになつ
ておりますか、お伺ひいたします。

○塩見政府委員 既存の流し網漁業と
はえなわ漁業との調整は十分考へてお
かなければならぬと思ひます。はえ
なわ漁業者が新しく入つていって、流
し網漁業者にいろいろな損害を与へ、
漁業上の紛争が起り得ることも考へ得
られます。それらの処理につきまして
は具体的な問題でございまして、や
り方については関係府県、関係漁業者
とも十分相談してきめて参りたいと思
ひますが、被害につきましては、被害
の内容、たとえば流し網漁業者の網を
取つてしまつたとかどうかといふ
問題ならこれは刑事事件になります

し、その内容等によりまして調整処置や解決方法等は考えなければならぬ。この中で、これは具体的ないろいろなケースを想定した上で、そういうことが起らないように、またそれが起りましても、当事者間で話し合うなりあるいは官庁が間に入って処理でき得るような事態を考えて進みたい、こう考えております。

○川村(善)委員 もちろん既存の流し網に損害を与えた場合には、長官の今御答弁になったような処置は講じてやらなければならぬと思いますが、今まででもやった例がある。これは現長官の時代ではございせんが、東北方面から北海道に独航船が流し網の密漁をしておった。こうしたようなことから騒ぎが大きくなりまして、これを調整しなければならぬということで、北海道で相当反対があったのを、松田委員と二人で相談をして、そこで密漁をやっておくことは不当だ、しかしながらかつて食糧の不足の場合に、一にも増産、二にも増産、取れよ取れよで宣伝して奨励金まで与えたのであるから、この漁業を全面的に拒否するわけにいかぬということで、百五十隻入れたのでございまして、ところが、相当調整上の注意もし、あるいは取締りもやっただけでございまして、三十何隻かの違反者が出て、相当の損害を与えました。ところがその損害の要求に対して、わずか二割か三割しか責任を負う機関が補償しなかったという例がございまして、従って既存の流し網の損害というものは必ずあることは明らかでありますので、この損害に対しては、ただ県当局と相談をしてしかるべく実際の損害を与えないようにす

る、こう長官は答弁されますけれども、こういうことは漁師には徹底いたしません。県当局も、自分の県の船にはなるべくそういうものを出させたくないというところで、いろいろやりませうけれども、とにかくあとの始末に困るので、やはり逃げ足を使つて政府に解決せよということでありまして、今度の準備船に対して政府が予算の中から出すとか、あるいは現在予算がないが予備費から出すといったようなことをお考えになるのであります。したならば、既存の流し網漁業に損失を与えた時分に政府は責任を負うて、実質的損害のないような方法をとりまうという事を答弁してもらわない限りは、今さら決議案が何か出そうとしておりまされども、まっ向から私は反対せざるを得ないのであります。どうか実質的損害を既存の流し網に与えないという事をこの際長官から明確な御答弁をお願いいたします。

○漁見政府委員 これは政府が与えるわけではなくて、そういう問題は流し網漁業者が不当な操業をやつて与えるわけにございまして、それが与えなければならぬ。それは事実問題として解決しなければならぬ。できるだけそういうような状態にならないように指導をする。と同時に、そういう問題は、今母船の漁業の中でも、違つた母船間の独航船の間でも問題はございまして、けれども、そういう問題はやはり話し合ひで調整を行なつております。そういう点について今度は初めての問題でございまして、業種も違ひますから、なかなかむずかしい問題が内容的には起り得ると思ひますが、そういう点は十分具体的に検討した上で、起らないようにするとともに、起りました問題についての解決方法について、できるだけ努力をして参りたいと考えております。

○川村(善)委員 独航船同士の損害があつた場合には、これは解決がつきやすい。母船会社が責任を負ひまして、一隻から幾ら幾らという金を事前に集めておく。いわゆる独航船の負担を明確にいたしております。従つて解決がつきやすい。この場合おそらく母船式漁業のように、はえなわ漁業から、そういう場合のことを考慮して負担金などを取つておかないでしよう。そういうことを、個々の解決などはどういたしますと、従つて県自体が責任をとるような態勢をとつておくか、あるいは先ほど申し上げたように、政府がその予算を幾らか持つておいて、はえなわ漁業にも若干の負担をさしてお合の基金といひましようか、こういうものを持つておいてのことであるならば、長官の言われるように簡単に解決つきますけれども、私はなかなかそういうことにはいかないと思つてゐるので、そういう摩擦のあつた場合の解決のために、各漁業者から負担金を取る、あるいは水産庁がそういう措置に出ないとも、県にその措置をとらせ

るか、いずれかにしておかないと、かなり紛争が大きくなりますので、そういう措置をとる意思があるかないか、この点を御答弁願ひたいと思ひます。

○漁見政府委員 紛争が起らないことが第一でございまして、それについて具体的に検討して、起らないように漁業者間の調整をはかりたいと思ひますが、起つた場合のことについては、

具体的な問題について処置して参りたいと思ひます。たとえば府県に金を積むといつても他の府県の違反行為があつたものまでも持つていかうかという点には決断はできないで、むしろ、紛争の内容によつて、片方が非常に悪いのだという問題かどうかによつてもこれは違つてきましようから、母船のようには簡単にはいきにくいと思ひますが、それについては具体的に検討して、解決方法を考えたい、かように考えております。

○川村(善)委員 具体的、具体的といふことを長官が言われますけれども、おそろしく具体的にそういう問題が起きることは明らかだといふことを私は明言してはばかりません。従つて各県から、少くもそういうふうな意思表示の書類をとつておくか、あるいは何かしら処置をとるといふお考えなのかどうか、この点を最後にお伺ひしておきます。

○漁見政府委員 各県の方も今度の出漁についてはいろいろあつせんし、指導もしてもらなければならぬので、それから、そういうふうな紛争の処理については、行政庁としての責任は十分とつてもらうように話したいと思ひます。

○吉川(久)委員 長代理 松田鐵藏君。○松田(鐵)委員 ただいままでいろいろと議論をお聞きしておりますが、非常に一方的な議論ばかりされておるやうでございまして、私も、党内において調整ができたものでありますから、その線に沿うていかなければならぬと思ひますが、どうも質問する者も、答弁する長官においても

一方的にのみ考えているきらいが多いのでございまして。この点をばつきりと正しておかなければならぬものでないかと思つております。第一に自由漁業、基本的人権の擁護といふことをいって、憲法である、法律である漁業調整であるといふ議論もありました。しかし、はえなわ漁業のみの立場において、憲法、法律を主張されているやうでございまして、こうした考え方でいつたならば非常な誤りであると思ひます。憲法あり、また法律あり、しかし法律の中で一番大事なものは漁業調整でなければならぬのでございまして。長官はこのところに留意をされていかなかつたならば、将来起きるであらうところの紛争に對しての解決の道はつかないものと私は考へるのでございまして。そこで川村委員からの議論である、既設の同種類の漁業との調整こそ、この漁業を許可する、または自由漁業にする、そうしたいらうな点から見まして、一番大事なところであるのでございまして。この調整といふことに對しても、過般党内において調整ができたものでありますから、議論をするのを私は避けませんが、ただここにおいて、既設の流し網漁業に對してどのような指導方針をとるか、長官の御意見をまず一点聞きたいと思ひます。

○漁見政府委員 四十八度以南の流し網漁業につきましては、当初は母船式にいかないような沿岸性の漁業者がとにかく漁業をやるわけであるから、これは別な区域で沿岸近いところで認めるといふような建前で認めたものでございまして。その後の経過としましては、これらの漁業者もだんだんと實力

を得るとか、船もやはり採算を考えて大きくするとかいろいろの形で発展して参りましたし、ことに採算等の関係から考えますと、これはやはり母船式のものに比べますと、魚の処理の点もそうでございますし、航海日数上の有効な漁撈の期間等についても相当の差が出て参りますので、できるだけ母船の方へ転換をさしてもらいたい、ことにあの漁場においては相当隻数が過剰であつたという状態がありましたので、その声が非常に強いというふうな関係からして、本年度出ますものの許可につきましては、これの中から相当な部分を実力のあるような流し網の母船の方へオホツクの方へ新しく転換を願う、こういう形でございます。筋としてはそういうふうな方向が漁業者も喜びますし、経済的な自主性にも合っておりますから、方向としてはそれが筋だと考えております。ただし、しなながらそれがどのくらいテンポで参りますかというふうなことになるますと、これは今後の国際的な関係とか、操業の状態とかいうような点を考慮しながら考えていくべきものであつて、今年度はあの通りいたしましたけれども、次年度の問題につきましても、今ここで具体的にどの程度というふうなことはお答えできないが、方向は、私はことしとりましたような方向が妥当ではないかというふうな方向で参ります。

なわち日進月歩でございます。その発展があつてこそ国力も増すものであり、漁業もまた、当時は十トンから十五トンの船であつたのであります。しかしおとしとしたりのあの四百何十人も遭難したような事実がある。沖合に、沖合いにという政府の指導方針もあり、かくして漁業が進歩してきておるのでございます。こういう点からいまして、今日の流し網漁業はもとや当初の沿岸漁業でなく、沖合い漁業に進展して参つたのでございます。しかるに今日においてソ連の一方的な新開発表によつて漁民は今非常に驚いております。これに対しては政府は適当な措置をとられることであらうけれども、私どもの考え方からいけば、今までの主漁場であつた四十八度以南というものは、その大半があつた線の中に入つておるのでございます。しかし今二百マイルないし三百マイルの沖合まで行つて、この漁場の流し網がほとんど壊滅の状態にいつておる。そこにもつて二百隻なり二百五十隻なり許可した、この延べなわを出すというところからいつたならば、これも党内で調整ができたことであるから私は今とやこう言うものではありませんが、非常にここに大きな考え違いがあることであらうということはだれしも指摘のできることであらうと思ひます。よつてそこにおける紛争が必ず起きるものであります。委員の各位は知つておられるか知らないかは存じませんが、大半はお知りになつていないことだらうと思ひます。流し網というものと、それから浮き延べなわというものと、どのような延べなわという具体的な問題は、私どもはみずからやつた

ものでございます。かような点からいまして、流し網と流し網とがひつちなつたときには、かりにこれがだんごになつてもこれを解決する道は簡単でございませう。しかし延べなわと流し網とがからまつた場合における延べなわというものは、自由に一本をはいておる。それに魚が食うと、その魚は生きておるものでございますから自由に動き回る、馬がひっぱられたら騒ぐように動き回るのでございます。それが全部針がついておる流し網に対してはひつちなつたときにおいて必ず針が流し網につくのでございます。そうした問題からいつて、非常に紛争というものがここに起きることは明らかになつておるのでございます。こういう点に対してはこれを許可するということが、党内の調整のついたこととございしますから、これは今さら云々するものではないと思ひますが、かくした場合におけるこの紛争をどのように解決するかというところは、長官の先ほどの御答弁では、既設のもの——この部屋が自分の漁場であつたとして、この中に他からどんと、水産庁の許可だからといつて入つてきておる、それによつて侵害されて、そこでもつて損害が起きるもの、ただ調整をいたしましう、その損害を出しましうといつたところで、なかなかそれは容易なものではないと思ひます。こういう点に對するはつきりした方途を今考へておかなかつたならば、既設のものが非常な侵害を受けるわけでございます。先ほど言つたように、憲法からいつて、法律からいつて個人の自由であ

り、個人の基本的権利の侵害であるというところで漁業調整の面からこれは割り当てていかなければならぬものでございませう。ましてこの漁場の中にどんと入つて侵害されたときにおいては、一方の四十八度の流し網というものの権利、また自分の操業の権利というものは常非に脅かされることになるのでございます。これに対してどのような方途を考へられるか。この点をよく今からきめておかなかつたならば、どうして問題は解決するものではないと思ひます。しかしこのことは今直ちに長官の御答弁を要求するものではございませう。こういう点をよくお考へになつてやらなければならぬと思ひますのでございませう。この点に対する答弁は必要はありません。お考えおきをいたせばそれでけっこうでございます。時間がありませんから、この点は十分後刻御調査になつて、方針を御発表願へれば非常に幸ひだと存じます。

○赤路委員 ちよつと長官にお願いいたします。今まで大体御説明を承りました。しかし許可基準が非常に不明確である。それで鮭鱒漁業取締規則を改正するとするならば、一つこの許可基準を明確にしていだかなければならぬと思ひます。従つて案ができましたら早速一つ御提出願ひたいと思ひます。

それから海上保安庁の警備救難部長にお願いいたします。御承知の通り、どちらにいたしましても、この船は大型のものでなしに、ごく小型のものにならうかと思ふ。特に北洋は気象の谷と言われるほど天候の急変するところでありまして、それだけにこの警備救難の計画については万全を期さなければならぬ。それに対しておそらく大體入るだろう隻数、あるいは押えるだろうトソ数の限度、こういうようなものがほゞ決定してきますならば、それと対応して警備救難の計画というものが当然立てられなければならぬと思ふ。そこで警備救難部長の方にお願ひしたいのは、水産庁とよく御相談を願つて、現在の保安庁で持つておる勢力の中で、どの程度これにさいて救難に万全の措置がとり得るか、これに対する御計画、以上二つの資料の御提出をお願いしておきます。

○吉川(久)委員長代理 本件に関する質疑はこの程度にとどめまして、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十二分散会